

開議の宣告

田中敏雄 議長 11番奥山豊議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問

田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は順番をもって許可いたします。

土 田 祐 輝 議員

田中敏雄 議長 12番土田祐輝議員に発言を許可いたします。

12番土田祐輝議員。

【12番(土田祐輝議員)登壇】

12番(土田祐輝議員) おはようございます。

新政会から代表して一般質問に参加させていただきます。本日のトップでありまして、新たな気持ちで大きく3つの項目について質問をいたします。ただ、私の今回の一般質問、特別な思いがあったからではなく、せめて会派からだれか1人ぐらいは質問をとということもございましたし、大分前に今回の一般質問の慰労会の予約がされておったというようなことで、急遽無理を承知で参加させていただくことになりました。そういうことでございますので、ありきたりの一般質問でもありますので、要望が大変多いという特徴もございますので、ぜひ答弁にはご配慮いただければ大変ありがたいと思っております。

前置きを抜きにしまして、早速通告に従いまして1点目の教育行政について質問をいたします。

本市の義務教育であります小・中学校の過去5年間の児童・生徒の推移でありますけれども、それを見ますと、約1万人から8,500人、おおよそ1,500人の大幅な減少であります。そして、この傾向というのは今後ますます加速していく、そういうことが予想されております。いわば実効が上がらない少子化対策、この見本みたいなものでありまして、このことは学校現場において具体的にどういう現象として現れてくるのか。これは私から申し上げるまでもなく、例えば複式学級の導入、さらにはさまざまな部活の制限、中学校なんかでは専門外の教諭の配置など、教育環境の悪化がますます進行して懸念されております。私はこのようなデメリットの特効薬が即学校統合だと、そういうふうには思いませんけれども、ただ1つの手段として、手法として有効だとは思っております。ただ、すべてに一長一短があるように、この学校統合、小規模校、大規模校の統合、この長短どこに光を当てるのか、そして何を優先させるのかによって私は大きく変わってくると思えますし、正解がないこともこの教育行政の難しさだろうと考えております。

今、入学式、卒業式等々で昨今の保護者の方々と触れ合う機会が多いわけでありましてけれども、私た

ちみたいに団塊に近い世代からしますと、地元の学校だからぜひ残したいという郷愁といいますか、哀愁といいますか、そういう感情というのは随分薄く、希薄になってきているな、そういう思いを強く感じております。今の保護者たち、父兄の皆さん方はもっともっと現実的でありますし、子供にとってよりよい環境であることを第一に考えて、そのためには労力や経済的な負担というのはほとんど度外視しておりますし、惜しみなくつぎ込んでおります。これがすべてとは申しませんが、増えているのは事実であります。つまり、こうした学校の統合、通学区の再編というある程度唐突に思えるこうした提案というの、私が今まで申し上げた時代の後押しがあるからこそできることなのかもしれません。それは、これまで小規模校の長所であった、言ってみればかゆいところに手が届く濃密な教育環境よりは、ある程度の集団の中で社会性や自己主張など、生きていける力を養う環境の整備がより求められている証なのかもしれません。

こうした中にありまして、今回学校の通学区や統合を検討する諮問委員会からの答申が中間報告の形で提出されたようであります。その概要につきましては、今日の本会議終了後に私ども議員に説明がなされるようであります。しかし、それは密室でどうのこうのということではなくて、できればこういう形の議場において公の場で、そして市民の前で説明をいただくべきと考えましたので、まずもってそれぞれの統合案をお知らせいただきたいと思っております。

2点目につきましては、こうした中間報告に盛られている統合校舎の新築については幾らかでも再編の目途があつての答申であるのかどうかについてであります。

これらのことは、当然のことながら市長部局との密接な連携が必要とされる案件であります。具体的に申し上げますと、今回新校舎建築まで想定されているのは大森地区の小学校の統合案、それから雄物川地区の小学校の統合案、さらには横手地区の中学校の3校統合案などが考えられます。それらに加えて、あくまで私見でありますけれども、老朽化した校舎、例えば築40年を超えた横手南中、それから山内中などの大規模改修などもこれと並行して行わなければならないはずであります。さらに言わせてもらおうと、給食センターの老朽化に伴いまして統合新築も視野に入れなければならない。とすれば、まさに建設ラッシュですし、市長でなくとも頭の痛くなるような状況がしばらく続くのであります。しからは財源はといいますと、市長が今定例会の所信で述べられているように、当市の主な財政指標は経常収支比率が95.2%、実質公債比率が19.1%と相当厳しい財政状況にあります。

そこで、市長に伺います。

このたびの教育委員会からの提言、中間報告とは申せ、これをご覧になった率直な感想はどのようなものでありましたでしょうか。また、統合規模にもよりますけれども、校舎の新築となれば20億、30億当たり前に掛かるわけでありまして、この財源の見通しを立てることも難しいかと思っております。これらは今後の大きな検討課題になろうかと思っておりますけれども、ひとつこの点についての考え方、それはいかがでありますでしょうか。

そして、これは通告では載せておりませんし、答弁を期待するわけでもありません。自分の思いとして

の提言であります。この項の最後に申し上げたいということは、学校施設に限らず、公共施設を新築する際には今までの古い施設もそのまま残すとすれば、新築とセットで検討しておくべきではないかということでもあります。つまり、このたびの中間報告に関連して言いますと、今回の答申というのは単に市内の18校の学校を7つにまとめる、再編するということになります。そうしますと、不必要とされた残りの10校を越す校舎、これは一体どうするのか。例えば民間に売却するなり、解体して更地にするなり、それはそれでいいんですが、納得もしますけれども、今後とも何らかの形で残すとすれば、行政財産として持ち続けるのであれば、私は大変な負担であると、そういうふうと考えております。とかく建てることに全神経が集まりやすいんですが、残すとしたら、何となくではなくて明確な理由付けが必要であります。今後こうした点にぜひご配慮すべきだと思います。

次に、2点目の項目として、再びグリーンスタジアム横手の電光表示についてであります。

このことについては、昨年12月の一般質問でも伺いました。そのときの担当課の答弁は、18年度には予算要求をして可能な限り早期の設置を要望してまいりたいと、前向きな答弁をいただきました。しかしながら、今9月も中旬、18年の折り返しも過ぎてしまいましたし、この後の補正予算での復活というものも望み薄の状況であります。そこで、来年の予算編成の骨格が固まる今定例会の一般質問で再度の要望でありますので、ひとつぜひご理解をいただければと思います。

まず、核心に入る前に、今年の野球の概略について触れさせていただきます。

今年の野球、さまざまな形で私たちに感動と夢を与えてくれました。特に記憶に新しいのが早稲田実業と駒大苫小牧の高校野球の決勝戦でありました。延長、再試合の末、早実の劇的な勝利は多分この後も高校球史に残る名勝負であろうと思います。特に、今プロ野球がつまらない、そういうことだけに余計に野球の持つスリルと醍醐味というのが新鮮に感じられました。その余韻がさめないうちに、今度は仁賀保市のTDKが社会人野球で全国制覇したというビッグニュースが飛び込んできました。この社会人野球というのは私にも余りなじみがないんですが、どれだけすごいのかは実感として持てません。が、ただ、そのTDKが初戦突破、それが悲願だと言うくらいですので、この優勝というのは大偉業ではないのかなと容易に想像できます。県内はこれまでとかく藤里町の事件に象徴されるように暗い話題が多かったわけでありまして、今回の野球についてはやればできるという勇気を与えてくれたものと非常に感謝いたしております。これを踏まえて、知事が早速県民栄誉賞の授与を決めたのも至極当然うなずける話であります。

このような野球の盛り上がりというのは当横手市も無縁ではありませんで、甲子園の県予選の秋商と本荘の好カードに何と6,000人の観客が駆けつけたということが大きな地元紙のニュースとして載っておりました。これ一つとっても、この経済波及効果というのは非常に大きいものがあると思いますし、できる限りの範囲内での受け入れ態勢の整備というものは当市でもしっかりとっておくべきであると思います。

この電光表示、なくても試合なんかはスムーズにできますけれども、やはり少年野球、そしてスポ少

なんかの子供たちの野球を見ておりましたと、自分の名前がバックネットのボードに載った、名前が出てきたというだけで大喜びしておりました、いずれこの小さいお子さん方が将来野球に親しむ、そして一生懸命スポーツに頑張るという一つの大きな、私はきっかけ、動機付けになるのではないのかなと期待しております。

そういう意味で、当球場の電光表示、これが最低条件でありますし、経費が2,000万あるいは1,500万、2,000万と言われておりますけれども、財源がない、なかなか今の合併して厳しい中では持ち出しが難しいとするのであれば、もう少し知恵を出しながら、例えばその財源の一部を広告収入などに求めることができないのかどうかであります。例えて言いますと、どこの球場にも野球場のフェンスなんか企業に広告が載っておりますし、これも考え方によっては一つの収入になると思います。また、全戸配布されております市報にも、県内の例でありますけれども、広告枠を設けて自主財源を確保しているという自治体も散見されております。できれば、こうしたものを知恵を出し合いながら電光掲示の設置費用として一部でも充てることできないものかどうか、このことについてもあわせてご答弁をいただければと思います。

次に、これに関連しての質問であります。

来年の国体種目の一つであります軟式野球が、当市の平鹿球場を主会場に開催されます。サブグラウンドが大雄、大森両球場でありまして、それなりに国体開催に向けての施設整備がされてきておりますが、このメイン会場である平鹿球場は、残念ながらスコアボード、それから選手名も電光表示ではなく手差しのままであります。参加される全国からの選手の立場になってみますと、これまでの努力と結果が評価されて、ようやくの国体出場であります。それも、それぞれの県を代表しての秋田入りになるわけであります。ところが、勇んで地元球場、平鹿球場に足を運んでみますと、その球場はいまだに手書きのボードと手差しでありまして、時代がかった代物であります。こうした選手名も満足に表示できないとすれば、私はまことに失礼だと思えますし、一市民として残念でもあります。たとえこうした球場が国体開催基準をクリアしていたとしても、できればもう少しよい条件のもとで競技してもらいたいと思うのですが、何とかならないものでしょうか。これも昨年に引き続きまして、再度ご答弁をお願いいたします。

次に、3つ目の戦没者追悼式についてであります。

7月に新聞紙上をにぎわせました北朝鮮によるミサイルの発射は、にわかに戦争かと思われる雰囲気を感じられ、緊張感が走ったことは皆さんも同じ思いではなかったかと思えます。国連安全保障会議の中で大事に至らないための協議が開催され、何事もなく過ぎ去ろうとしていますが、予断を許さない状況であります。

そんな中で、当市においても7月から8月にかけて、横手市の戦没者追悼式が各地域局で開催されたところであります。私も遺族の一人として横手地域局での追悼式に参加をいたしました。昨年までは違ひまして、横手市を代表する主催者である市長の参列もなく、全体的に参列者が少なかったと

いうことや祭壇が貧弱だったなということなど、さまざまな点で規模が大分小さくなっているというふうに感じたところであります。担当に聞いてみますと、予算の減少、それから秋田県や市議会からの花がなくなったりして小さくこじんまりになってしまったということでもあります。せっかくの年1回の行事なのに、合併してだめになったなと思われないために、ぜひ来年度あたりにはもっと工夫して立派な追悼式にさせていただきたいと思っております。

それで、私なりに意見を言わせていただきますと、会場を一つにして横手市全体でやるということでもあります。そうしますと、規模も大きくなり予算の面でも節約になるし、すべてがいいことではないのかなと思っております。少ない予算でより効率的な施策、来年度にはぜひご検討をいただければと思います。

以上で通告した項目の質問は終わりましたが、どちらかといいますと質問というよりは要望が主であります。それも、議員個人というより市民要望の意味合いが強いわけであります。したがって、私も言いつ放しで終わってしまうということは不本意でもありますし、今後質問に立つ張りがなくなってしまうので、ぜひそこら辺ご配慮をいただいて答弁を期待いたして壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 私の方からは、3番目にごさいました戦没者追悼式についてお答えを申し上げたいと思います。

これにつきましては、合併協議の際に旧市町村ごとに遺族会が組織されていることに配慮いたしまして各地域で開催することとしたため、今年度はそのとおり実施したところでございます。いずれの地域も参列されるご遺族はほとんど高齢者でございまして、夏の暑い盛りに開催していることもあってか、参列者数は年々減少しておるのが現状でございまして、議員ご指摘のとおり、式の見直しというのは必要であるというふうに考えているところでございます。横手市遺族連合会も今年6月に正式発足しております。多くの方にご参列いただけるよう、来年度の統合実施に向けて、開催時期、会場等について調整をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

なお、ご質問の1番目の教育行政、2番目の野球場の電光表示につきましては、とりあえず担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

以上であります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 教育長。

【大和谷弘 教育長登壇】

大和谷弘 教育長 土田祐輝議員の諮問委員会からの答申の概要と、それから統合した場合の校舎等の新築・増築、あわせて給食センターと、いろいろなこれからの財源の見通しはどうであるのかというご質問ですが、その件につきましては後で小野教育次長の方から答弁してもらいますが、私からはこれま

での統合の答申に至るまでの経過、それからこれからどうしていくとかいうことを少しお話しさせていただきます。

まず、今年の2月、教育委員会からの諮問を審議するという事で横手市の小・中学校の通学区域の諮問委員会というのを設置するという事で、8人の区長さんと、それから10人の公募の委員、それから校長先生の代表、それから保護者の代表、24人からなって設置されました。そして、ずっと4回ばかり慎重審議をしまして、この8月7日にようやく答申をいただきました。そして、8月28日の教育委員会において、その答申の中身が妥当であるのかということ、それからうちの方の教育委員会の課長方をみんな入れて検討いたしまして、概ね良好でないのか、答申でいいじゃないのかということ、今日この後、土田議員もお話ししましたように、議員の皆様をお願いして全員協議会を開いていただくこととしまして、そこで中間報告という形で説明をし、そして理解を得たいなと思っております。そして、その後、いろいろ皆さんの意見を聞きながら、また、それぞれ地域に話をしたり、それでよければ、議員の皆さんの理解を得てよければということ、地域に説明したり、保護者に説明したり、また地域協議会にも説明を行っていかねばいけないんじゃないかなと思っております。そして、それが合意形成になれば、市長との協議も重ねながら、その統合案に対してこれからどういうふうにしていくのかということ、いろいろやっていかねばいけないと思っております。

もう少し時間が掛かるかと思いますが、9つの答申をいただきましたので、この後の全員協議会ではその9つについて詳しく説明を加えたいと思っておりますので、私からはこの程度で答弁を終わりたいと思っております。

あとのことは教育次長の方から答弁をしていただきたいと思っております。以上です。

田中敏雄 議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 それでは、私の方からは、学校統合に関する諮問委員会からの答申の概要ということで、若干申し述べさせていただきます。

まず、教育委員会では、ただいま教育長が言いましたように、諮問委員会に6月に諮問しました。その委員会の構成内容であります、公募委員が10名であります。それから、それぞれの自治区を代表しまして区長8名、それにPTA代表が3名、学校代表、学校長ですが、代表3名、計24名で組織しました横手市立小・中学校通学区域諮問委員会という委員会を組織しまして、それに小学校にかかわる案件であります、6件、これは16校あります。16校の6件を諮問したところであります。それから、中学校にかかわる案件が3件、これについては8校が入っております。計9件の案件でトータルの校数が小学校、中学校合わせますと24校がこの計画に入っているという状況であります。これを6月に諮問しまして8月に答申を得たというところであります。

それで、答申を受けました諮問委員会では、6つの基本的な考え方を掲げまして審議を進めております。

まず、1つは児童・生徒数の将来推計であります。少子化に伴います児童・生徒数が相当激変してい

るという状況は土田議員も申されておりますが、その将来推計をしてみました。

2つ目には、複式学級の解消であります。既に当横手管内では大森の保呂羽、雄物川の大沢小学校で複式の形態になっているという状況であります。今後それらがもっと増えてくるのではないかとということでの複式学級の解消であります。

それから、3つ目には、中学校であります。各教科担当教職員の適正な配置、これも必要だろうということです。

4つ目には、適正規模の学校の創出であります。

そして、5つ目には地域の事情を配慮した適正配置、地域に根差した学校をそれぞれ配置していこうというふうなことであります。

最後の6つ目ではありますが、現状の校舎の老朽度、これも考えなければならぬだろうと。

以上6つの基本的な考え方をもとにしながら、諮問委員会では通学区域の再編に係る学校統合について慎重な審議が行われてきたというところであります。その結果、これらの案件すべてについて附帯意見を付されまして、おおむね妥当であるとの答申を得たところであります。

その諮問委員会からの附帯意見をここでちょっとご紹介させていただきますが、4つほどあります。

1つは、通学時の安全や遠距離通学に対する配慮を講じることであります。

それから、2つ目には、学校がなくなり子供と一緒に活動が少なくなることでその地域が沈滞し、夢がなくならないような施策を進めるべきだということが2つ目であります。

それから、3つ目ではありますが、これからの教育改革に対応できるよう臨機応変に再編計画を立てて進めていただきたいということであります。

最後に、4つ目ではありますが、統合した場合、当然使われなくなる校舎等が出てくるが、その有効活用を努めていただきたい。

こういう附帯意見を付されまして、教育委員会の方に答申がなされたところであります。これをもって教育委員会では、この答申を最大限に尊重させていただきながら、さらに多面的な検討をしているところであります。先ほど教育長からも申しましたが、本日開かせていただくようお願いいたしました全員協議会において中間報告という形で議員の皆様説明をしながら、あわせて地域協議会からも意見をいただきながら、この統合を進めていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2つ目ではありますが、新築も答申されていると思うが、財源の見通し等についてはどうだろうかということでありますが、まず諮問委員会からは統合に関する校舎の新築等の建設までの答申はいただいておりません。あくまでも統合案の組み合わせあるいはその形態についてどうだろうかというふうなことでのご意見であります。ただし、諮問委員会からは早く取りかからなければならないもの、それから、ある程度住民の理解を得てから進めること等の一定の統合の時期のご意見はいただきました。まず、旧町村で議会等で決議されたところがあります。例えば、旧大森町あるいは雄物川町では議会等

で決議されておりますので、これらについては早くやるべきではないだろうかという案でありました。そして、その外についてはまだ具体的に住民等への、保護者等への説明をしておらない段階での案でありますので、早急に住民の理解を得るため、保護者の理解を得るために住民説明会を進めるべきだろうというふうなことで提言をいただいております。

まず、学校統合は合併して間もない本市におきまして重要な課題でありまして、慎重に進めていかなければなりません。教育委員会としましては、長期展望に立ったプランを練り、何より今回の中間報告案の組み合わせが了承いただければ、早速保護者や地域住民への説明会を開かせていただきたいと思っております。そして、統合の理解が深まった時点で具体的な計画を作成する必要があると思っております。

いずれ、校舎の建設に伴います財源につきましては、建設計画が具体的に合意形成がされた段階で、設置者である市当局の判断を仰ぎまして、国からの補助金や有利な起債等を模索し、より経済的な面を考慮してまいりたいというように考えておるところであります。

それから、野球場の電光表示についてであります。再度グリーンスタジアム横手の電光表示の件を要望するというところであります。これにつきましては、土田議員の方からは昨年の12月の本会議で質問をいただいたところであります。

それで、まずこの野球場の利用状況をちょっと申し上げてみたいと思いますが、社会人野球大会やイースタンリーグ公式戦あるいは全日本の早起き野球大会等の全国規模の大会や各種の全県大会、地方大会が数多く行われ、そのたびごとに電光表示板の願いは寄せられており、必要性は十分認識しております。ただ、一方では場内放送のアナウンスでも選手紹介など、それぞれの回ごとに考慮していただければ、ゲームの進行も可能であるということもあります。ついては、現下の大変厳しい財政状況でもありますので、費用対効果も委員会内で再度精査しまして、優先順位の中で検討させていただければなというように思っております。

ちなみに、平鹿町の球場等のお話がありましたけれども、実は国体で使用されます3球場についての電光掲示設置機能と申しますか、スコアボードの機能についてちょっとお話しさせていただきたいと思っております。まず平鹿の球場であります。大変立派な球場であります。ここでは電光の表示がされるのは打順表示のみとなっております。あとはチーム名、得点、選手名、守備位置の表示等はすべて手差しというふうなことでございます。

それから、大雄、スタジアム大雄であります。チーム名の表示は電光でアルファベットで表示されるようになっております。それから、得点表示も電光です。打順の表示も電光となっております。

それから、大森の球場であります。得点表示は電光となっております。打順表示も電光というふうになっております。それからグリーンスタジアム横手でありますけれども、守備位置、打順は電光になっております。選手名の表示については、残念ながら手差しになっているというような状況であります。

いずれ国体開催の3球場、それにグリーンスタジアム横手、そのほかに各市町村に野球場を持っています。これらとの整合性もありますので、この整備も考えなければなりませんから、ひとつ優先順位を



つけまして、検討をさせていただきたいというふうに考えておるところであります。

それから、そんなに財源がなければというふうなことでのご提案であります。広告収入の件、大変いいアイデアとお聞きしたところです。施設運営上の財源確保からも貴重な意見をいただいたところでもあります。これにつきましては、秋田県立球場、こまちスタジアムでも導入していると聞きますので、調査、勉強をさせていただきたいというように考えております。

以上です。

田中敏雄 議長 12番土田議員。

12番（土田祐輝議員） 答弁をいただきましたが、3点目の戦没者追悼式についてはそれで結構ですので、教育行政、それから野球場について、この2点について再質問をさせていただきます。

教育の諮問委員会からの答申がいずれ、きょう本会議終了後に我々に説明あるわけではありますが、教育長も、それから次長の方からも、あくまで今回の答申というのは中間報告であるというようなお話をいただきました。ということは、中間があると、当然最終もなければならぬはずであります。その中間報告にさまざまな要因というか条件を加味しながら、最終報告というものがいずれ出てくるだろうとは思いますが、この最終報告の具体的な年次、それから財源見通し等々について、それを盛り込んだ最終報告となるのか、そして出るとすれば大体この最終というのはいつごろを想定されているのかお知らせをいただきたい。このままでいきますと、この中間報告を見ますと、私の地元横手西中学校あるいは黒川小学校も一部この諮問案、統合案に入っておりますが、優先順位等々からしますと、10年になってもこれは目途がつくのかなと、個人的にはそういう思いもありますので、この最終答申というのはどういう状況で、どういう年限、時間を経過した後の最終答申であるのか、ひとつその辺をお知らせいただきたいと思っております。

それから、野球場についてであります。次長の方から答弁をいただきましたし、これは多分去年の12月の答弁よりやや後退したような感じで私は聞いております。あくまで前段に話したように、去年の12月は確か、できる限り前向きに予算要求しながら実現努力したいというような話でありましたけれども、今回は随分トーンダウンしたなと思って、裏に何があるのか非常に知りたいところもありますが、多分これは教育次長よりは、できれば私はいずれ教育行政の所管ではあります。市長のオーケーサインが一つあればこれはすぐ動くのかなと思って、今回については市長に答弁をお願いしたいわけですが、この電光表示のネックというのは何も無いと思うんです。ただ、財政的な裏付けがあれば、これはすぐできるものだと。地元要望とか地域住民への説明等々については一切要らなくて、財政の裏付けがあればすぐできると。それもたったの1,500万あるいは2,000万前後でできる簡易なものでありますので、市長のゴーサイン一つがあれば、私はすぐにでも、来年からでもできるものだろうと思っております。

それで、昨日の市長答弁の中で市長がいみじくも申されておりましたけれども、財政的には今が一番厳しいときだと。多分それは合併する前から想定しておったというような話を伺いました。多分そうだ

ろうと思います。義務的経費、人件費等々がこれから退職者の数がふえることによって段々その経費、人件費が少なくなってくる。5年後、10年後、多分公債費、それから経常収支等々、随分行政運営しやすくなるのではないのかなと期待しておりますが、私、この電光表示については5年先、10年先に付けてもらっても一つもありがたくない。できれば国体が、来年国体でありますけれども、国体が終わる前につけていただきたい、そういう思いであります。

財政については、9月8日、これは全紙、地方紙含めて朝日等々に載っておりますが、大仙市が給食センターを建てるために市民のお金で給食センターを建てる。つまり公募債の発行を県内で初めて行うというようなニュースが載っております。若干触れさせていただきますと、この発行というのは5年満期の一括返還、利率というのは国債ものを基準としておりまして1.44%になるというようなことで、今の定期よりは随分利率がいいのかなと思っております。このメリットとしましては、横手市が、例えば大仙市が銀行から借り入れる場合の利率というのは2.18、ということは市民は高い利率で公募債を買って市に預けて、逆に市は低く借りられるという一石二鳥の策であります。知恵を使えば幾らかでも財源は生み出せるとは言いませんけれども、こういう手法で給食センターの建築に取り組んでいる市も隣にあるわけであります。ただ、これをすぐそのままこの手法をまねしなさいとは言いません。多分煩雑なさまざまな手続があるかと思えます。でも、私はこの新聞報道を見る限りにおいては、大仙市の市を始め職員の皆さん方の思いというか、熱意というのは伝わってまいります。

ぜひ市長、この電光掲示についても市長の熱い熱意をぜひこの議場で、市民の前で述べていただければ大変ありがたい、そう要望しまして質問を終わります。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 まず、電光掲示板の話もそうありますが、教育行政について一番最初に中間報告を受けた中で市長の感想をというようなことがございましたが、それにお答えをいたしておりませんでしたので、取り混ぜしながら考え方を申し上げたいと思っておりますが、やはり議員もご指摘がございましたが、そして諮問の中にもありましたが、統合の場合、廃校となる校舎の利活用をどうするかという視点、これはとりもなおさず、その地域のコミュニティのありようが統合後どういうふうになるかという観点、実は教育委員会とは違う、市長部局で検討しなければならない大事な課題だなと思っております、当然ご要望にもあるわけではありますが、セットで考える話でございます。

したがって、投資額というのは校舎建築にとどまらないということも、側面もあるわけで、我々としては総合計画の中にも具体的に明示するわけではないわけではありますが、そういう視点も当然入れながら考えていかなければならない。ということは、相当の統合にかかわる経費は莫大なものがあるというふうに思っているわけであります。果たしてこれが、例えば何年間でやるかという具体的な話は、この後、教育委員会でお答え申し上げますが、そういう期間内、設定している期間内のできるだろうかという危惧は感ずるわけであります。しかし、教育委員会でも言っているとおり、そう悠長なことは言っていられないものもあると。特に、統合ではないけれども、ご指摘の中にあつたように、相当古くな

っている校舎、単独校として維持できるけれども古くなっている校舎を持っている学校が少なからずある。この問題は触れておられないわけでありまして、これをどうするかという問題もあるわけでありまして、それやこれやお金の問題だけではないわけでありまして、やはりお金の問題が絶対あるわけでありまして、それと我々が教育委員会と別立てで考える地域に対する政策をどのように組み上げていくかというのが非常に大事だ。そこに一工夫も二工夫も必要なのかなと思っているところでございます。

大仙市の例を申されましたけれども、県内で第1号の公募債ということで大変関心を集めているわけでありまして、実現までには相当時間がかかる難しい、過去に研究したことはございますけれども、大変な勇気をもって取り組まれたなと思って敬意を表しておりますが、そういう手法も当然考えなきゃいけないだろうし、これは学校建築という意味だけではなく考えなきゃいけないだろうし、もっと最先端と申しますか、先進的な財源を、財源という言い方はおかしいですね、建設整備手法というものも、やはり考えなきゃいけないだろうというふうに思っているところでございまして、それやこれや駆使しながら何とか子供さんたち、地域の明日を担う子供さんたちの教育環境の整備は頑張っていきたいなと思っております。

関連してと申しますか、グリーンスタジアム横手の電光表示板につきましては、これは一義的には教育委員会内部で管内にありますスポーツ体育施設を一元的にどうこれから運用し、管理するんだという視点はやはり外せないだろうと。そういう中であって、優先順位だとかというものもやはり考えなきゃいけないのではないかなと思っております。そういう議論はこれからでありますけれども、しかし、説明いたしましたとおり、最近頻繁になかなかいい大会を開いていただいております。これをどういうふうにかえたらいいのか、この先どうなのか、そして他球場との連動はどうなのかということの視点をもう一度整理いたしまして考えてまいりたいと思っております。

なお、教育委員会の答弁が昨年より後退したという印象をお持ちのようではありますが、大変財源的に、予算的に厳しいということの中で、既にお話申し上げましたとおり、今年度というよりも平成19年度予算分権型枠配分方式を採用いたします。そうなりますと、教育委員会に限った話ではありませんが、なかなか厳しいというようなことはございまして、答弁がいささかトーンダウンした感を与えたかもしれませんが、しかし、真剣に検討するということには違いないわけでありまして、ご了解を賜りたいと思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 最終報告はいつごろになるのかというご質問のようではありますが、まずこの9件の案が皆様から了承いただければ、早速保護者や地域住民へ説明会を開かせていただき、合意形成をいただいて、市当局と協議をします。それで、順次、やはりこれは9件すべてできるまで待っているというわけにはいきませんので、どんどん進めていきまして、早期にできるものについては今年度、18年度からでも予算を盛っていきたい。そのときには議会に正式に提案できるというふうな形に

していきたいと思います。それぞれの9件の案について直ちに住民説明会を開かせていただいて、合意形成になったところから順次成案にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

高 安 進 一 議 員

田中敏雄 議長 18番高安進一議員に発言を許可いたします。

18番高安進一議員。

【18番（高安進一議員）登壇】

18番（高安進一議員） 発言を許可いただきまして、一般質問をさせていただきます。

6番目の登壇でありますけれども、農業問題は初めてでありまして、産業経済部の答弁が6人目で出てくるというのは、私にしてみれば、いや、そういうものかなという思いも実はございます。今回の一般質問は12名でございますけれども、農業問題は私と堀田議員のリンゴ園、リンゴ政策に対する2つでありまして、いや、どういうものかなと同僚議員に尋ねましたところ、「いや、答えが出てくるに難儀だべ。そうでねがな」というようなお話もございまして、なるほどそうかなというような思いもございます。しかし、田園都市を標榜する横手市においては、この問題を抜いては発展はあり得ないという思いで質問させていただきますので、前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従ってご質問申し上げますけれども、最初に品目横断的所得安定対策についてお伺いいたします。

私は、当初県議会の6月定例会の農林水産委員会に県が報告した集落営農の数、秋田県では325、横手は42という数字が頭にありましたので、このたびの市長の所信説明にありました集落営農組織の数のほかに協議している組織が存在すると思っていたのですが、確認したところ42という数字は実体がなかったようでございまして、横手市では28組織が今のところ実施組織のようでございます。何はともあれ、いろいろな課題を抱えながらもここまでたどり着いた産業経済部始め当局の施策遂行能力を高く評価したいと思います。

そこで、今協議に入っている組織はどのくらいあるのか。今カウントされている28組織のほかに、来年度の本格スタートまでどのくらいの組織が発足できる見込みであるのかお伺いいたします。

そして、今まで推進する過程で組織を構成する農家は、この制度を十分理解して取り組んでおられるのかどうか、どういう実感をお持ちでしょうか。また、それらの組織で市の水田、畑のどのくらいの面積をカバーできるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、本題ですが、この政策は昨年来いろいろな論議がなされてきました。かつての集落農場化対策の練り直しだとか、早晚壁に当たるだろうとか心配する声も大きいものがあります。特に、会計の一元化などは今までの農家が一番まとまりにくい分野でございます。私どもも35年ほど前の集落農場化の際には思い切って会計の一元化までは実行しましたが、当時は完全協業という言い方をしておりました。

さすがに時代が早過ぎたのでしょうか、数年で壁に当たり、会計を分割することで今日まで延びてきたという経験もございます。

しかし、国を挙げての事業推進であり、先般、担い手経営安定新法という法律が参議院で成立し、これまでの一律的な農政は大転換を迎えました。集落営農の担い手農家に支援が集中していくような政策に変わっています。これは国の大方針でもあり、いや応なく推進していくべきではありますが、しかし、この制度に乗れない農家、あるいは組織の中にあっても中核農家に一任してみずからの経営には恩恵が望めない農家など、むしろこれらの制度に乗れない大多数の農家をどうするのかという大命題が混在しております。これは、この横手市が依然として米作が土地利用、就業人口等の面で大きなウエートを占めているからでございますが、この制度は米に対しては余り恩恵が望めません。

農水省の広報では、米については今回の新しい対策で担い手を対象にした収入減少影響緩和交付金が支払われることとなりますが、担い手以外の農家に対しても、生産調整に取り組み、別途産地づくり対策の中で価格下落等の影響が緩和される対策がとられます。したがって、新しい対策対象にならなくても、直ちに米生産に大きな混乱に直面することはないという説明がされています。言い方をかえれば、担い手になってもならなくても、当面は変わらないということなんです。この制度は収入減少に対する保障措置ですから、悪くなるのを少し歯どめをかける程度で、よくなる措置ではありません。委託農家などは全く採算割れで、稲作を続ける状態に留め置かれるということになります。私は、この品目横断的経営安定対策は、集落営農組織にあっても稲作を主体にする農家あるいは集落営農を組織できない農家、この大多数の農家対策がなければ成功しないのではないかと、農業は、特に稲作農業は下りのエスカレーターを一生懸命上っているような感じがしてなりません。

折しも、今自民党の総裁選挙が行われておりますが、その候補者がこの問題に触れて、集落営農を組めない農家対策に言及していました。国の補完的政策があれば、これに越したことはありませんが、待つことなく、市独自でも対策がないかどうか真剣に検討するべきであると思います。

米価がもはや破壊的価格に下がっている現状を考えれば、集落営農を進めれば横手市農業が成り立つという話では決してありません。品目横断的経営安定対策を補完する施策を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特に今までの集落営農まで届かない受委託関係者にも、今まで以上の便宜、支援が必要です。また、機械購入の助成やスーパーL等の資金的措置も今まで以上に必要だと思います。これがなければ田園都市の発展はあり得ないと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

また、この項の最後に、推進している立場から、この経営安定対策は定着するかどうか、どのように感じておられるのか、率直な感想をお伺いしたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いいたします。

本来この事業も、稲作経営が健在なときは農家が水路を整備し、農道を整備し、市道や県道、堤防の草までも刈って環境保全していたものです。米価が下がり、農家に対応できなくなった分、税金で国土を保全しようとするわけで、考えてみれば水田農業の持つ多面的機能の一部が行政が肩がわりせざるを

得なくなったということだと思います。

また、かつて村が持っていた機能が失われ、田舎にあっても隣は何をする人ぞみたいな、お互いの関係が希薄になっていると言われております。極論かもしれませんが、この村機能の崩壊が藤里町のような事件を生む背景になるのではという思いからすれば、折しも19年度からスタートする農地・水・環境保全向上対策は、事業を推進する過程の村意識の再興が図れるものと期待しております。事業の成果もさることながら、村再生の手段として効果を持ってもらいたいと思うものであります。

ところで、私の地区では8月いっぱい申し込みということでございましたが、全市的にはどのような申し込み状況になっているのでしょうか。また、相当な財政負担があると思います。国の支援など、どのような財政の見通しなのか、市の対応をお伺いいたします。

続いて、新規就農者対策についてお伺い申し上げます。

新規就農者、後継者という課題は、どの産業においても、どの時代においても普遍的な課題であります。今、都市部集中の傾向が強まる中、農山村が維持できるためにも後継者対策が大事なことは言うまでもありません。農業は厳しい面もありますが、捉えようによっては大きな可能性も見出せます。その可能性を求める他産業からの新規就農者や後継者対策が施策的に見られなくなりました。いろいろな支援策が認定農業者が条件になっていることや集落営農に支援が集中する中で、この分野が弱体化している現状です。唯一、県の夢プランも、認定農業者でなければ難しい面もありますし、予算的にも十分とは言えない現状です。

農業はチャレンジできる産業でもあります。2007年問題も見据えて、他産業からの新規就農者や後継者が就農できるチャンスを広げてほしいと思います。認定農業者の認定基準のハードルを低くすると、資金的なバックアップなど、あるいは施設型農業をベンチャー企業の育成、商業の再興と重ねて支援するとか、大きく門戸を広げるべきだと思いますが、横手が考えた新規就農者、後継者対策があってしかるべき、今こそそれを必要とする時代だと思います。ご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者対策をお伺いします。これは高齢者対策なのか商業者対策なのか判断に迷うところでございますけれども、一応高齢者対策としてご意見をお伺いしたいと思います。これは、町、村の店っこの存続支援をということでございます。

今、高齢者対策はいろいろな面から対策が充実されつつあります。しかし、それらは何らかの形で介護保険に頼り、あるいは行政が担っていく施策がほとんどです。私が町、村を回っていると気づくのですが、山合いの店っこあるいは町中の店っこにお年寄りが集まって実になごやかに談笑している光景にたびたび出会います。高齢者が自分の好きな手押し車を押して日用品を買い求めて、お話しして帰るといふ大事な地域コミュニティの場であり、なくてはならない場であるとも思うのです。介護保険に頼るだけでなく、自分の意思で生活したいという高齢者の支えの場でもあると思います。また、真っ暗な村に商店の看板がともるだけでも周囲が明るくなり、住民の気持ちまで少し元気が出るような気がします。民間の商店であります。計り知れない公益性を秘めていると思うのです。

しかし、どこの商店も、存続の難しさを口にしながら頑張っている現状です。大きな予算は要りません。例えば頑張ってくださいという声かけでも、あるいは看板の電気代を少し援助するとか、何か心のこもった支援をお願いしたいと思います。これは担当課の行政範囲で考えるのではなく、五十嵐市長の気持ちとして、思いやり行政、優しさ行政として、施策として考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町、村の店っこと言いましたが、イメージ表現ですので、全市的にご検討をお願いしたいと思います。

最後ですが、インターネットアクセス基盤の整備についてお伺いいたします。この件については、後ほど高橋大議員の質問も予定されておりますが、私も公約した関係で、少し触れたいと思います。

市長の所信表明にもありましたが、全市的に高速大容量ブロードバンドの整備が急務だと思います。今、横手市において最も地域間格差が大きいのはこの分野です。所信説明にもあるように、通信業者に要望してまいりますというだけでなく、営業を主体に事業展開する民間業者では補えない部分を市が独自に対策して、早期に整備していただきたいと思います。若者定住の要件でもあります。この整備に対する考え方、意気込みをお伺いしたいと思います。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。よろしくご答弁をお願いいたします。

田中敏雄 議長 市長。

#### 【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 まず、農業政策からお答えを申し上げたいというふうに思います。

3点にわたってのご質問がございましたが、一括してお答えをいたしたいと思いますが、昨年10月に国からこの品目横断的安定対策が示されましてから、説明会の開催や合意形成に向けた話し合いなどローラー作戦を展開したところでございますが、現時点ではご指摘のとおり、国の要件を満たしまして対策の対象となる経営組織体は24組織、従来からの4組織と合わせますと1,200ヘクタールが対象となっております。また、4ヘクタール以上の担い手個別農業者の集積は2,850ヘクタールを見込んでおりまして、合わせますと4,050ヘクタールとなりまして、市の対象農地であります1万6,000ヘクタールに対してカバー率で25%となっております。さらなる対策への加入が必要でありまして推進してまいらなければならないと、このように考えているところでございます。

設立いたしました組織を見ますと、農業を取り巻く情勢や地域の実情を踏まえての集落を守り、祖先から受け継いだ農地の維持・保全を図るとともに、農機具の過剰投資などを抑え、経営が成り立つ農業の構築を目指して、兼業農家や認定農業者が一体となった集落営農組織であることがうかがえるわけがあります。さらに、中山間地域でも設立に向けた動きが顕著でありまして、取り組みに向けて話し合いが進んでいるところでございます。

一方、果樹地帯など複合部門で所得を確保している農業者が多い地域では、所得特例の要件に該当するよう指導をしていくこととなります。この対策についていろいろな指摘があることは承知しております。しかしながら、横手市農業の状況も高齢者、指導者不足が実態でありまして、この対策を通してそ

れぞれが特徴を持った集落営農を展開して、地域農業や農村の活性化が図られるよう推進しなければならぬと思っていますところでございます。

今後の対策といたしましては、第2弾ローラー作戦の展開と併せまして、要件を満たす個別経営体への手続など説明会を開催いたしまして、多くの農業者が対象となるよう指導してまいりたいと思っていますところでございます。しかし、議員ご指摘のとおり、約1万6,000ヘクタールの農地面積を一部の担い手に集積するにも限界があるわけであります。そのため、国では平成19年度から21年度までの3年間の時限措置として稲作構造改革促進交付金の支援を行うことにしておりますが、いずれ経営所得安定対策への移行を示しておりますので、市といたしましてもこの対策への早期加入を推進するとともに、夢プラン事業や産地づくり交付金などを活用しながら、稲作に特化しない園芸農業の確立を推進してまいりたいと思っていますところでございます。

なお、地域座談会を開催した感想といたしましては、対策の理解度は浸透しつつありますが、リーダーの不在、経理の一元化をだれがやってくれるかという不安の声が聞かれます。また、農家個々では機械の更新を行わないなど、新たな投資を控えていることも事実であります。市としても、このことを踏まえまして農業団体や関係機関と連携し、集落の実情をもう一度検討し、再度集落で話し合いを行いたいと思っておりますところでございます。さらに、今年度は10組織以上の設立を目指して頑張りたいというふうに考えているところでございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

2つ目に、農地・水・環境向上対策についてのお尋ねでございましたが、これにつきましては来年度から新たに導入される事業であります。この11月まで事業導入地域を確定することになっております。この7月の実施希望調査では市内210地区、1万3,700ヘクタール余りの面積で実施希望がございまして、市内水田面積の実に85%のところでは事業導入しようとする、そういうふうに計画が上がってきております。ご承知のように、この事業は地域協働活動により農業生産施設の維持・管理・補修を進めるものであります。今のところ農家のみが先行しているようにも見受けられます。いかに農家以外の地域の方々にも理解いただいてこの事業に参画していただき、これを効果あるものにしていくかが今後の課題だというふうに認識しており、そのためにも関係機関と連携を密にして推進してまいりたいというふうに思います。

一方、市に課せられました負担部分でございますが、このままで推移いたしますと事業費が6億円を超えます。当市の負担が約1億5,000万の財源を必要とする計算になるわけでありまして、現在の当市の財政事情から見れば、ご指摘のとおり、相当厳しい状況にあるというふうに思っております。しかしながら、この事業が今申し上げましたように地域の農業施設の維持・管理や地域協働意識の醸成など、今後の住民一体となった地域集落活動に大きな効果が期待できるものでありまして、事業実施に向けましての財源確保に最大限の努力をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

3番目の新規就農者対策についてであります。新規就農の確保・育成は地域農業の推進に欠かすことのできない重要な取り組みであります。市では新規就農者などに必要な栽培技術や経営戦略を身につ



けようとする技術習得研修として、県のフロンティア農業者研修事業への支援を推進しております。県は従来7万円の補助金を本年度より5万2,500円に削減しておりますが、市では従来どおりの補助金、月額10万円となるよう市費を上乗せして交付いたしまして、新規就農対策を実施しているところであります。また、農業機械などの整備の導入に対する支援では、新規就農者が就農計画を作成し、県より認定を受けた場合には認定農業者と同様に農業夢プラン事業を実施することができ、昨年フロンティア農業者研修を終了した新規就農者1名が事業を実施しております。

認定農業者の認定基準については、これまで旧市町村の所得基準は500万円から800万円でありましたが、本年4月から市の基本構想の所得基準を420万円にして、農業者が取り組みやすい要件に見直しをしているところであります。今後、新規就農者が参入できる土壌づくりとして、国・県の制度を活用するとともに、集落営農への参加や十文字の花きプラザ制度の仕組みを他作物にも拡大化を図るような体制づくり、また遊休農地や空き施設を有効活用できるバンク制度なども検討して、新規就農者対策を図ってまいりたいと思います。

大きな2つ目の高齢者対策であります。

町、村の店っこの存続支援をということでございますが、市といたしましては、これまで商店街への支援として街路灯の設置に対する助成、街路灯の電気料に対する助成、空き店舗に関する助成、またさまざまなイベントへの助成などの事業を実施してまいりました。確かに、議員ご指摘のとおり、それぞれの地域の商店は高齢者の方が気軽に立ち寄り、憩いの場として利用される大切な役割を果たしていることも十分認識しているところであります。

しかしながら、車社会の発展、店舗経営者の高齢化、郊外の大型店舗の進出によりまして、各地域の商店街や山合いの店舗は非常に厳しい状況にあるのも現実であります。このような状況であります、各地域の商店街と大規模小売店舗が共存できるような施策が重要な課題であると思っております。例えば、地域の商店が健康の駅の小規模駅機能を持つことへの可能性や地域コミュニティの場としての機能拡充への可能性について、各商工団体や地区会議を通じて協議をし、検討することも考えられるのではないかというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、各地域の商店が地区住民との連帯や共同意識、信頼関係を築きながら、地域のコミュニティの場として継続できるためにどのような支援が可能か、関係機関とも連携して検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

3番目、インターネットにかかわる部分でございます。

市では、ことし9月末まで地域情報化計画を作成し、その中で横手市の地域情報化の基本方針を定める予定であります。ご質問の高速ブロードバンドの整備については、国の新IT改革戦略の重点目標で、2010年、平成22年まで全国すべての地域でブロードバンドサービスを提供することとしております。当市としましては、これを受けて、地域情報化の基本方針の中で市内全域を通信事業者と共同で高速通信網の整備による情報格差の解消を図ることを目標に検討しております。具体的には、民間事業者が光通

信設備を整備する地域は民間事業者任せ、採算性の面から民間事業者が整備しない地域について、国の地域情報通信基盤整備推進交付金事業と合併特例債を活用して、市が光ファイバー網を整備します。その上で、市が整備した回線を通信事業者に貸し出す、IRUといいますが、破棄し得ない使用権の協議に基づく手法で、市全域での高速インターネットサービスを提供しようとするものであります。

しかし、この事業は、光ファイバー施設を市が行ったとしても、通信機器の設置、保守料を通信事業者が負担することから、地域によっては世帯の半数が高速通信回線契約への加入が条件となります。現在、通信事業者と協議を始めておりますが、今後各地域単位で高速通信回線契約の需要調査を行い、住民の需要が十分見込める地域からブロードバンド化を推進したいと考えておるところであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

田中敏雄 議長 18番高安議員。

18番（高安進一議員） 全部市長からご答弁をいただきまして、また、最初で大体納得するご答弁をいただきましてありがとうございます。

つけ加えて、もう少し申し述べたいんですけども、集落営農についてですが、やはり集落営農を組織した中においても、目標と申しますか、行き先はその集落営農の中の何人か、あるいはその中のグループあるいは1人でも2人でも、そういう人方が集落営農全体を引っ張っていくというような方向に流れていくのかなという思いがございます。集落営農を組まない、組めない、そういう農家もしかりですけども、集落営農を組んだ中であつても組織の中で農業に携わっていかない、いけない、いかない方がいいという農家もあるかと思ひます。そういう方々に対する対策というものは、私はぜひ必要だと思ひておるんですけども、いろいろな国の政策の中での一つの派生的な政策でありますので、対応に難しいかと思ひますが、ぜひご検討を重ねてお願いしたいと思ひます。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてであります。昨日、齋藤光司議員から防護柵の草刈りの件が出ておりました。市長は、地域の人方をお願いするという答弁でありましたけれども、この事業というのは、私はちょっと見方が違っているかもしれませんけれども、今まで農家が米をつくってやっていける時代というのは、だれに言われなくても村の村道、町道、市道の草を刈ったり、県道の草を刈ったりして保全していたわけなんです。今はそういうのがみんな行政が入っていかなければならないというのは、農家がそういう大変厳しい状況にあるという中で、そこまで手が回っていかない、いろいろな気持ちの上でももっと稼がなければいけないというような、そういう環境の中で、そういう環境保全に行く余裕がなくなっているというのが現状だと思ひます。私は昔、農家が税金が少ないという10、5、1とかという言葉がございまして、あの当時は農家は働きながら税金を払っているんだ、町道の草を刈って、市道の草を刈って、水路を整備して、そういう働きながら税金を払っているんだという認識もございましたけれども、今はそういうこともやれなくなりました。当然、そこに行政が手を加えなければいけないということになります。私はこの農地・水・環境保全向上対策というのは、そこをカバーしてくれる政策でないのかなという思いがあるんです。

ですから、やはりいろいろなそういう公共用地の環境保全に対しては、昔はお願いしなくてもやりました。今はお願いすればしてくれるかもしれませんが、でも、もう少ししてしまえば、お願いしてもできなくなる、そういう時代になろうかと思えます。ぜひこの対策を有効に使う、そういう国の補助事業の中でそういう保全対策というもののこれからの道筋というものをひとつ確立していただければありがたいと思えます。

それから、新規就農者対策についてでありますけれども、これは農業者が研修をして新規就農するという場合もありますし、あるいは商業をやっている人あるいはいろいろな、きのう、私は立身さんの一般質問で思ったんですけれども、例えば授産施設などの作業、そういう中で例えば農業に取り組む、それもやはり新規就農者として捉えて、農業的な施策、福祉の施策というものを合せながらやっていくべきではないのかと思ったんですけれども、そういういろいろな可能性というか、バリアフリーにして、そういう行き来ができるという、そういう体制の新規就農者対策というものを期待したいと思えますので、そこら辺のところをご答弁お願いしたいと思えます。

町、村の店っこについては、いろいろそういう方面から検討していただくというご答弁をいただきました。ぜひ早期にそういう検討に入っていただければありがたいと思えます。

以上です。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 1つ目の、集落営農に参加する農業者の中で、この機会にさまざまな営農活動から手を引くという方は当然出てくる可能性はあるというふうには思っておりまして、その方々がどういう経済活動をするかというふうなことだと思えます。これについては意外と個別的な話でありますので、すべてに行政がかかわることはできないとは思いますが、しかし、いろいろ広い意味で考えますと、集落営農対策も農業の生産コストをどう下げるかというような努力の一環でありますので、過剰な労働力という観点に立てば、過剰な労働力をどのように地域経済の中でどの部分に吸収するかというような、そういう労働政策的な視点というのは必要だと思えます。我々は国と違って、労働政策はそれほどの大きな権限と原資はないわけではありますが、しかし、我々の今しようとしておる政策の中で申し上げますと、地域に、企業用地も含めて新たな雇用の場を確保する、そういう作業進行というのは重大な役目を担っているというふうには思っております。そういう意味では、農業の周辺、農地の周辺に業を起こすというようなことも含めて、規模は小さくとも、そういうところから大きな企業誘致までする中で、そういう労働政策の地域版をやはり我々は推進しなきゃいけないというふうには考えているところでございますので、これからもご支援をお願い申し上げたいというふうには思えます。

なお、2点目に、昔の農家の方々は税金を払うかわりに草刈りをしたというようなくだりについては初めて聞きました。ああ、なるほど、そういうふうな捉え方というものも割合大事なことかなというふうには今勉強させていただいたところであります。農村地帯における地域の環境も、農家のためだけにあるわけではもちろんないわけでありますので、そういう観点もやはり持っていく必要はあるのかなという

ことを勉強させていただきました。ただ、膨大な税金を投入するわけでありませぬ。農村地帯に住んでおられない納税者の理解というものをどう得るかということも大事な視点でありますので、もちろんこの農地・水・環境向上対策は地域にお住まいする住民の方々、非農業者の方々のご協力もなきやいけないことでもありますので、そういう国土をどうするのかというような、農地全体を地域の財産としてどう捉えるかというような視点をやはり多くの市民の方々と共有する中で、こういうことに対する理解というものをしていかなきゃいけない。それは我々の努力も必要だなというふうに思っているところでございます。

新規就農者対策の中で、バリアフリーとの関連でご指摘ございました。

市といたしまして、例えばいわゆる社会的な弱者も含めてであります、農業と直接結びつけた政策というのは、今現在私のところまでは上がっておりませぬ。確かにそういう視点も福祉対策の側からアプローチする新規就農というようなことも、場合によっては必要な時代になってきているのかなというふうに思います。場合によってはというよりも、私どもも昨日の1番議員の質問にも関連するわけありますけれども、生涯面倒見きる関係ではなくて自立できるぎりぎりのところまで頑張ってもらえるための施策というのが一番大事なわけで、過去には園芸療法だとか、そういうふうな視点で取り組んだ地域もございました。国もございました。我々の地域で実際そういう保護者の方々のご意向なども伺いしながら、そういう農業面における新規参入、福祉との関連で、これも研究させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時といたします。

午前11時28分 休憩

午後 1時00分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀田賢逸 議員

田中敏雄 議長 19番堀田賢逸議員に発言を許可いたします。

19番堀田議員。

【19番(堀田賢逸議員)登壇】

19番(堀田賢逸議員) 会派ニューウェーブの堀田賢逸です。通告に従い、質問をいたします。

9月議会ですけれども、最初にエネルギー政策について質問をいたします。

私は、以前よりエネルギー問題について興味を持っておりました。市長は、所信表明の最初の部分で、原油高騰のため、市民が生活に困り、その台所事情にも影響が出ることをご心配しておられました。市長

として当然のこととはいえ、市政運営に当たってその点を最初の出発点とされたことに対しては敬意を表したいと思います。しかし、市長の所信説明の中には、原油高騰の影響に対して市民がとるべき方法としては特にこれといった提案はないように感じました。これがあれば満点といったところでしょうが、ちょっと残念な感じもしました。

さて、何事も原因があって結果があります。皆さんご承知のとおり、日本は資源のほとんどを海外からの輸入に頼っています。石油の場合はほぼ全量を輸入しています。90年代後半1バレル20ドルほどだったのが今では70ドル前後となり、約3倍になります。原油の高騰により、ガソリンは1リッター140円寸前です。アメリカ航空大手、アメリカン航空、ノースウエスト、ユナイテッド、デルタなども航空運賃を軒並み値上げをしております。日本航空は8月17日から、全日空は来年3月からと言われております。漁師も燃料代がかさみ、魚が高くなります。石油の値段がなぜこんなに値上がりしたのか。それは、石油が世界の限られた場所にしかなく、しかも、石油の量も限られているからです。経済成長の著しい中国やインドは、石油を必要としております。需要と供給の関係で、これからも値上げが考えられます。石油は商業的に採算がとれなくなっていると思われまして、輸入に頼るだけでは先行きが心配です。今年の冬はどうなるのでしょうか。去年と同じ金額では、どれくらいの量の灯油が買えるのでしょうか。高齢者控除が打ち切れ、介護保険の保険料も高くなり、ただでさえ生活に響いているときです。希望のない寒い冬を実感することになるのでしょうか。

そこで、原油高騰の影響を防ぐにはどうしたらよいのか考えてみました。スウェーデンでは、エネルギーの2割以上を木などのバイオマスで賄っております。1980年には国民投票で原子力発電所の廃止を決め、20年後の1990年11月には原発1基を廃止しています。大したものです。スウェーデン南部の小都市、ベクショー市では化石燃料を使わない脱化石燃料を宣言、市エネルギー公社の発電熱供給施設サンドヴィック2では原材料を1997年からほぼ100%木に転換しました。また、一般家庭や発電所などではペレットと呼ばれる木の粉を固めた燃料を使っています。木の粉を乾燥させ、約200度の高温にすると出てくる物質で、みずから固まります。無添加です。出来上がったペレットは車などで消費者のもとへ運ばれ、専用のストーブやボイラーの燃料になります。環境税の違いなどから単純に比較はできませんが、従来の3分の1のコストダウンにつながるそうです。

横手市では、エネルギーのもとである森林の面積が3万7,389ヘクタールで、旧横手市の8倍強にもなっています。この森林を利用しペレットをつくり、古くなった学校関係のボイラーや給食施設のボイラーに使うことによって工場生産も軌道に乗ることが考えられます。雇用の点からも評価できると考えます。市長は、所信説明で雇用対策にも触れております。有効求人倍率は0.53倍と、依然厳しいものがありますが、ペレット工場を導入することで企業の雇用増につなげるということは大変よいことだと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、バイオマス・タウンについてであります。

バイオマス・タウンについては、エネルギーの自給自足の点から、政府はバイオマス・ニッポン総合

戦略を平成14年に立ち上げ、全国からバイオマス・タウンを募集しております。平成18年7月31日現在、全国で56市町村が応募し、取り組みを始めています。バイオマス・タウン募集の規模は、全国から500市町村を目途にしていて、秋田県では小坂町だけです。まだ始まった段階と言えます。

バイオマス・ニッポン総合戦略の目的は、地球温暖化の防止、2番として循環型社会の形成、3番として競争力のある新たな戦略的産業の育成、4番として農林漁業、農山漁村の活性化であります。横手市としては、特に4番目の農林漁業、農山漁村の活性化が重要だと考えます。当横手市でのバイオマス・タウンの取り組み方と進め方についてお伺いをいたします。

次に、環境都市日本一を目指す気はないかについてであります。

今まで話したとおりに、エネルギーの自給自足とバイオマス・タウンを目指すとするば、自然と環境都市日本一が見えてくるのではないかと考えます。木を使い、木を植えることによって森林を荒廃から守り、それが環境を守ることにもつながります。林業は子から孫、そして次の世代へとつなげていかなければなりません。これは環境教育にもなります。自分さえよければ他人はどうでもよいという風潮の現在、子供たちの教育にも好影響があると考えます。それに、横手市が日本に誇るものがかまくらだけでは、私は寂し過ぎるのではないかと考えます。都会に比べると自然が守られているわけですから、自然を利用して環境都市日本一を目標としてチャレンジしたらいかがでしょうか、市長の考えをお聞かせください。

次に、リンゴの放任園であります、3月議会でリンゴの放任園について質問をさせていただきました。

なぜ3月議会だったかという理由があるわけですが、1点は、リンゴは花が咲き実がなるわけです。それを放置しておく、恐ろしいモモシンクイガという病害虫が発生するわけです。春先は葉も茂らず、実もならず、放任園の処理が大変楽だと、そういう理由で、まず一番先に春に質問させていただいたわけです。稲作は、カメムシにやられても1年ごとの収穫で、被害は単年度ということになると思いますけれども、リンゴの場合は何十年単位、20年といっても若木ですから、ほとんど人間と同じように何十年の単位でサイクルがそうなっていますので、一度モモシンクイガの病害虫にやられると、これが後々まで影響します。産業として大変な目に遭う、そういう点で3月に質問をしたわけであります。

それから、もう一点は、水田を基盤とした集落営農と認定農家の方に目が向き、農業全般に対しての目配りが若干欠けていたのではないかと、そういう私の心配でありますけれども、そういうことがなければそれで結構ですが、私がそう感じましたので、そこら辺から3月議会で質問させていただいたところであります。

市長の回答は、平鹿地方振興局では平鹿地方振興局農林部、それから果樹試験場、農協、横手市、果樹農家の5者で果樹遊休農地利活用検討チームを立ち上げて、遊休農地の実態把握及び再活用の方法を検討しているという答弁でありました。具体的には、1、樹園地再生型観光農園、ゆっぶる近辺、2つ目としては景観対策、3つ目としては他作物の導入、これが大屋梅のことだったようですが、それから

4番目として、憩いの森的再生などを検討しているということでした。現在、6カ月たっているわけですが、その取り組みの結果はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、放任園対策への提案ですけれども、私も放任園解決に向けて取り組んでみました。一部解決したところもありますが、しかし、面積の多いところの問題が出てきて対策に苦慮しているところです。これは1カ所で2町5反歩やっていた人がちょっと都合が悪くなってやられなくなったと、そういう関係で、まず5反歩程度だと何とかなるといいうところもありますけれども、2町5反歩が3カ所に分散している。関係者も17名おりまして、大変問題になっております。この放任園の対処の方法、仕組みとして、次のことを考えてみましたので、提案したいと考えます。

1つとして、耕作の放棄地と、その隣接の園地の耕作者の言い分を第三者が的確に聞き取り、相互の歩み寄りを導き出す。放棄地の持ち主と隣の園地の人とはどうしても仲が悪くなりますので、第三者が入って何とかする、こういうのがやはり私も取り組んでみて、これがいいんじゃないかと思っておりますので、これが1点目です。

2点目として、耕作放棄園地の処理としては、隣接園地の持ち主に貸すか、だれか新しく耕作する人を探すことが考えられます。

3つ目としては、リンゴの抜根処理までも含めた耕作放棄園地の処理料金の試算を行う。

4つとしては、耕作放棄園地に対して、行政、隣接者がどのような支援ができるか、リンゴの木の撤去方法のマニュアル化などを行うことが考えられます。

次に、産地維持の方法として、リンゴの花盛りはすばらしいものがあります。私の家の方から見ても、一面花が咲いて、特に山の方はすばらしいものがあります。そこがたまたま部分的に何カ所か空いたりすれば、非常に景色的にも悪くなる、そういうものがありますので、そういう意味で、リンゴは地域適応性が狭くて、おいしい平鹿リンゴの産地の環境は他の産地では手に入れることができないものだと言われております。しかし、栽培には時間と労力がかかりますので、簡単にリンゴ栽培を止めてほかの職業に替えることは困難なわけです。産地の中に放棄地があれば、風の通りが変わって栽培に支障が出ると言われております。このような理由から、栽培を継続させるための支援が必要だと考えます。

そこで、次の5点を考えてみました。

1つ、高齢リンゴ耕作者のリストアップとマッピングを行い、園地の環境に配慮する。まず、どこに高齢者がいて、来年あたりすぐやめる可能性がある、そういうのも全部リストアップしておく、これがこれからの園地の継続に大変重要じゃないかと考えています。

2つ目として、耕作継続不可能者から園地の借り受けをスムーズに行えるための機関をつくる。

3つ目としては、若い果樹農家、後継者等によるリンゴ園地管理委託会社設立のための資金、経営手法の支援を行う。

4つ目としては、ポジティブリスト制度にあわせ、廃園はまとめて自然林に戻すなど農地利用を考慮した農地流動化を促進する。要するに、里の方をリンゴの生産でやって、山の方は省略するといえます

か、山の方を自然に帰す、そういうふうな方向がいいんじゃないかと思います。

それから、5点目として、果樹産地構造改革計画の充実を図る。これでは特に販売面を重視してPRの改善、出張販売員の派遣等、収入向上に向けた取り組みを重視する。収入が向上すれば大体物事は解決するわけですので、これが一番の問題じゃないかと思えますけれども、5点目として販売を重視してPRの改善を重視することが大切だと思います。

次に、果樹産地構造改革計画の進み具合についてであります。

国では果樹産地構造改革計画を立てなさい、立てなければ支援はしませんよと、どうもそのように言っていると聞いていますけれども、当横手市ではこの計画がどのような方向で、どのように進んでいるのかをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 大きく2点お尋ねがございました。

まず、1点目でございますけれども、エネルギー政策についてですが、石油高騰にどう対処するかと、こういうふうなご質問でございました。

石油情報センターの公表によりますと、秋田県におけます本年8月期の灯油18リットル当たりの配達価格というのは1,558円でございます、昨年同期の1,225円よりも27%も高騰いたしております。また、当市の一般会計における燃料費の17年度決算額は3億1,700万円ですが、本年度9月補正後の燃料費の総予算額は3億7,600万円と、5,900万円、率にして19%の増加となっております。今後の動向によっては追加補正も必要とされるところであります。石油に関連する各業種も軒並み値上げ傾向にございまして、本格的な需要期を迎えて市民生活に及ぼす影響も相当なものだというふうに懸念いたしており、今後は市報などを通じましてエネルギーの節約とウオームビズの奨励というものを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、議員の方からご提案ございましたペレットストーブについてであります。国内何カ所かで取り組みをされているところがあるようでございます。私どもの近辺で申し上げますと、東成瀬村で実験的になさっているということもお聞きしております。また、横手森林組合の方でも現在そのペレットが製造可能なかどうか、その体制面も含めて検討しているという情報を漏れ聞いておりますので、その辺について、ペレットストーブのさまざまな部分について、エネルギー政策としてどういう着手の仕方があるかということは、これからいろいろ検討していきたいなと思っているところでございます。

一般的な目安といたしましては、ペレットの燃料費としてのお金の面で申し上げますと、一般的に言いますと灯油やガスよりは割高だという試算が今出ておまして、電気よりは割安だと、こういう位置付けにあるように聞いております。地域の資源循環という観点からも大変有益な施策だというふうに思いますが、当地がこれに向いている地域なのかどうかということも含めて、これは検討をいたしてまい



りたいというふうに思っているところでございます。

エネルギー政策の2つ目に、バイオマス・タウンの進み具合についてのお尋ねがございました。

我が国の社会経済の構造を化学資源使い捨て日本から、太陽の恵みで生産されたバイオマス資源を活用する社会、バイオマス・ニッポンに転換していくための戦略を示したバイオマス・ニッポン総合戦略が平成14年12月に閣議決定されたわけであります。平成16年8月からは、全国の市町村から地域のバイオマスを効率的かつ総合的に利用するため、バイオマス・タウン構想の募集を開始いたしております。国では平成22年までに全国300地区程度の利活用構想目標を掲げており、本年7月末で58地区で構想が公表されております。秋田県では、既に小坂町が構想を策定しておりまして、横手市は平成18年度中に、いわゆる今年度中にバイオマス・タウン構想を策定すべく、各種バイオマスの賦存量や利活用方法について検討を進めているところであります。

地域内に賦存してございますバイオマスには、生ごみ、家畜排泄物などの廃棄物系バイオマス、木質系、稲わら、もみ殻、野菜非食部などの未利用バイオマス、転作田などを活用した資源作物の栽培などがありますが、既に取り組みされておりますアスパラからのギャバの抽出や生ごみ、家畜排泄物からのコンポスト施設を組み入れながら、稲からバイオプラスチックへの利活用や木質バイオマスなどからの熱エネルギーへの転換システムの実現性というものを検証しているところでございます。また、このごろ大きな問題となっている原油などの高騰は、ガソリンを始め、住民生活にも影響が出始めておりますが、化石燃料の代替策としての木質バイオマスや農作物からエタノールを抽出しガソリンの代替燃料としての利活用についても実証試験がなされておりまして、これについても現在、実証試験結果や総合的な循環システムの実現性についても検討中であります。構想が公表されますと、地域の具体的な推進に当たって各種支援策などを優先的に受けることが可能となってまいります。このことにより、新たな産業の構築とともに、雇用の促進に結びつき、横手市産業の活性化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

この項の3つ目に、環境都市日本一を目指す気はないかというお尋ねでございます。

まさしく究極の目標でございます環境都市日本一を目指す心意気で今後もバイオマス・タウン構想とも連携し、自然の生態系や地域の環境保全にも配慮しながら、施策の充実を図る必要があると考えております。バイオマス・ニッポン総合戦略の意図するテーマは、国や県を始め、どの自治体であっても可能な限り積極的に取り組みを進めていくべきものであると認識しております。市といたしましても、環境基本計画に基づく横手市民、事業者に期待される環境を守るための手引をさらに普及させ、市民、事業者が一体となり、環境保全活動の促進を図り、より一層地球温暖化防止や資源循環型のまちづくりに努めてまいり所存であります。

2つ目に、リンゴの放任園対策についてのお尋ねがございました。

まず、1点目に、3月議会での質問への回答、その経過、結果についてのお尋ねでございますが、平成17年度に立ち上げました果樹遊休農地利活用検討チームでは、収益性のある作物を栽培して利益を得

る方法、市民農園としての活用、元の生態に戻す方法などなど、さまざまな可能性について検討を行っております。しかしながら、高齢者や後継者不足の現状において放任園等の受託や再生は非常に難しいのが実情であります。こうした検討を踏まえ、本年度はフルーツライン沿いに景観保全を目的とした取り組みを実施することにしました。実施に当たっては、地域住民の協力が不可欠であることから、住民との合意形成を図りながら、景観作物のスイセンをモデル展示圃として定植する予定であります。

また、本年度、農業夢プラン事業を活用して平鹿金麓園の廃園地再生として、梅の新改植を実施することになっております。今後も遊休農地の拡大防止に向けて、農業委員会とも協力しながら、農地の出し手、受け手の状況把握や現状に応じた対策が必要と考えられますので、多様な利活用の提案及び対策が講じられるよう検討してまいりたいと思います。

2つ目と3つ目、それぞれ提案がございました。放任園対策には4つの提案が、産地維持の方法には5つの提案をちょうだいいたしました。それぞれ具体的な提案でございます。この場でその一つ一つに感想を述べるのは適切でないというふうに思います。担当とよく相談をいたしながら、JAともよく協議しながら、農業委員会ともよく協議をしながら、それぞれの提案をもとにいたしまして、どういう具体的な手だてがあるかというものも我々施策に反映してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

この項の最後、4番目に、果樹産地構造改革計画の進捗状況についてのお尋ねがございました。

国では、産地みずから戦略的に生産、販売を行う競争力のある産地を構築し、安定的な供給を確保するため、果樹産地構造改革計画を策定し、構造改革を推進しようとするものとしております。昨年末には増田地域管内で計画を策定しておりますが、現在横手市では管内全域を対象とした計画を策定するため、産地協議会を立ち上げ、準備会を県と連携し開催いたしまして、計画の範囲、協議会の構成について協議をいたしており、今後は担い手の明確化と育成、農地利用計画、品種構成、販売戦略などを盛り込んだ計画を今年度末まで策定する見込みであります。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 19番堀田議員。

19番（堀田賢逸議員） 今、ペレットの話が出ましたけれども、ペレットは灯油などと比べればまだ割高だというような、そういう感じを受けたわけですがけれども、これはどれくらい作るか、要するに多く作るか、少なく作るかで単価がまるっきり違ってくると、そう私は思いますけれども、だから、例えば東成瀬さんは山形の方から買ってきていると聞いていますし、それから能代の方でも少しやっていると。岩手県はもうペレットが1,000家庭とはいかないか分からないけれども、500から1,000の間に個人の住宅でも使っていると、そう聞いています。そういうことになれば、逆にいえば、なぜ岩手県がそう盛んで、秋田県はほとんどやっていないのか。そこら辺、非常に興味があるところです。

それから、きょう午前中に出ましたけれども、小・中学校の関係ですが、まず雄物川中学校は建ててから44年経っているし、西中は41年と、40年を超えているところが4カ所ぐらいあるようです。結果的

に平鹿中学校が一番新しいという感じですが、このような古しいところ、ちょっと見てみますと、古しいところはFFストーブを使っているようです。あと、新しいところは電気の蓄熱暖房などを使っているようですが、FFストーブがいいか悪いかはちょっと分かりませんが、こういうところ、それからやはり給食センターあたりで使えば、量産すればかなりいいと。だからスウェーデンの例をさっき挙げましたけれども、そういうところは非常に量産して、その結果、原発1基要らないと、そのようなことをやったということですので、これはまずやる気があるかないか、やらなければ物事は何でも一番楽なわけで、あと寝ていればそれで済む、私はそう思いますけれども、何でもそうですけれども、特にペレット関係、私がなぜペレットを話したかという、これは雇用に非常に向いていると、そう思います。さっきも話をしましたけれども、森林も非常に面積が多くなったし、これをぜひ使ってやってもらいたい、そう思います。

それから、リンゴの放任園の関係ですが、市長は私が提案したことは今聞いたばかりだから、感想というか、これから検討したいと、そのような答弁でしたが、私に言わせれば、果樹産地構造改革計画というのが現在進んでいると思います。その中で私が言ったような、いわゆるちょっと考えれば出てくるようなものだと思いますけれども、こういうのが4番目の果樹産地構造改革計画では当然そういうことがそれぞれの関係者から出されて、それについて審査といいますか、審議がされていると私は思いますけれども、具体的にどこかの地域で取り組んでいるところが横手市の中で、また横手市以外のところでもいいですが、このようなことをやっているところが私はあると思いますけれども、そこら辺をひとつお願いします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 再質問2点ございました。

1点目にお答えを申し上げたいと思います。

ペレットストーブにつきましては、個人的に関心がございまして、今から4、5年前に岩手県の事例を調べたことがございます。おっしゃるとおり、岩手県の施策で強力に推進したという動きがあるようでありまして、それが議員おっしゃるように1,000台以上の実用化になっているという背景があるのではないかなと思います。横手市単独でできる話ではもちろんなくて、現在森林組合が進めておる、実際この地域の資源として使えるのかどうかの検討がまず大事なかなと思いますので、そこの検討をまず進めてまいりたいというふうに思います。その上で、コストも含めて十分他県のもの比べて遜色のない状況があるならば、これは見込みがあるわけありますので、県の政策との整合性を保ちながら取り組んでいかなきゃいけないのかなと思っております。ご指摘のように、森林をどう守るかという対策あるいは雇用にもつながる話でありますので、十分な検討をして進めてまいりたいと思います。

2点目の放任園対策については、担当の方から答えさせます。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま堀田議員さんから、放任園対策の提案あるいは産地維持の方法の提案

ということで4項目と5項目示されました。

現に実施している地区はあるかということですが、放任園対策の提案の4項目ですが、一部リストアップ関係、これを行っている地区があります。園地の状況を把握するという意味で行っているわけでございます。そのほか、新たに廃園を継ぐために委託会社の支援とかいう提案もありましたけれども、この部分についてはやられているところはありませんけれども、ただ、廃園した部分についてどなたか購入して引き継いでいくという場合はスーパーL資金、これを活用して行っているというケースもあります。その外につきましては、今度策定されます構造改革にいろいろな意見を取り入れながら反映させていきたい、このように考えているところでございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 19番堀田議員。

19番(堀田賢逸議員) さっき、環境都市日本一のところでちょっと漏らしてしまいましたけれども、全国的に言えば、やはりかまくらが有名で、残念ながらかまくらしかないのかなと、何となく思いますけれども、やはり何か他の、どこから見ても横手市はこういう特徴があるんだ、横手市に行ってみないと、そう思わせる何かをやはり作らなければだめだと思いますので、ここは一生懸命考えて、自分一人でなくて、みんなに考えてもらって、ひとつ出してもらいたいと思います。

それから、リンゴの関係ですが、部長から今答弁もいただきましたけれども、私が今聞いたのでは状況把握という言葉だったと思いますけれども、今やはり高齢化して、来年いつ私もリンゴを止めなければいけないかもしれない、そういうときは何とか頼むよと、私もそういうことを言われるくらいの状況もありますので、いつまでも状況把握ではなくて前に進むように、ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 やはり山手を中心に廃園が増えてきているようでございます。議員ご指摘のように、高齢化等々もあります。この状況に鑑みましては、いずれどこの地域にも共防組織がございますので、共防組織を通じていろいろな情報あるいは後を継ぐ人がいるかいないか、これらを確認しながら、これから作る構造改革計画の方に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

播磨博一 議員

田中敏雄 議長 30番播磨博一議員に発言を許可いたします。

30番播磨議員。

【30番(播磨博一議員)登壇】

30番(播磨博一議員) 会派あさひの播磨でございます。本日のラストバッターになりました。この後、全員協議会も控えているようでございますけれども、しばらくの間、ご辛抱をお願いしたいと思います。

ます。

昨年10月に旧横手市平鹿郡が一体となって合併した新横手市がスタートして、もうすぐ1年を迎えようとしております。この間、市長を始め、職員の皆様、議会、そしてたくさんの市民の皆様が、誕生したばかりのまちづくりにそれぞれの立場でできること、あるいはしなければならないこと、気持ちを一つにして県下第2の都市、横手市の成長を支えてきたのではないのかなと感じております。大きな混乱もなく順風なこれまでの中で、私は印象的な行事がありました。それは、去る8月15日に市民会館で行われました成人式であります。全市から集まった950名の若人の華やかさ、そして熱気の中に漂う一体感は、ああ、合併したんだなという、そういう事実を改めて感じ、そして感動したときでもありました。

しかし、こういった反面、市民の声として、合併して何のよさも感じられない、あるいは前よりも悪くなったんでねがという声を聞くのも珍しくはありません。歩き出したばかりですので、その効果を見出すのはまだまだ、そしてなかなか容易ではないかもしれませんが、誕生後の横手市について、市長としての率直なご感想をいただければ幸いです。

さて、前置きが長くなりましたが、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、市長の所信説明で検討の最中であると報告のありました横手市総合計画についてであります。

市ではこの計画策定に当たり、2月にこれの基礎資料とすることを目的に、まちづくりに関するアンケート調査を実施しております。その中では、市の現状について、市政とのかかわりについて、これからのまちづくりについて、あなたが希望する横手市の将来像についてなどの質問を1万人の方々にお願ひし、そのうち4,034人の方から回答を得たという結果が市報4月15日号に掲載されておりました。市民25人に1人がこのアンケートに答えている勘定になるわけで、結果についてはそれなりの重みはあると思われまます。

そこで、質問の1つ目として、この計画の概要と作業の進捗状況をお知らせ願ひたいと思ひます。

次に、この計画はこの先10年間の市政運営の基本方針となるものであります。五十嵐市長の市政運営方針が強く反映されると思ひます。先に行つた市民アンケートの結果、あるいは策定委員会の中の公募による意見等、いわゆる市民の声との兼ね合いについてお伺ひいたします。

さらには、この公募による策定委員有志から十分な審議時間を取っていないのではという公開質問状が市に寄せられております。その中では、12月までに会議に出られる方として募集しているにもかかわらず、最終会議を10月とした理由が質されております。つまり、まだ審議が不十分でないかという認識のようです。これに対して、市では具体的なことを決めなくても方向性を示していればいい、あるいは12月議会で承認されなければ予算的に間に合わないとして理解を求めたようですが、そもそもなぜ公募委員と市の間で取りまとめについての見解の違いがあるのかお答えをいただきたいと思います。

また、12月議会までに承認が間に合わなければ、予算的に影響があるというようなことですが、具体的にはどうということでしょうか。

次に、2点目の、住宅用防災警報機設置についてお伺ひいたします。

先の消防法の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から家庭用火災警報機を設置することが義務づけられました。また、既にある既存の住宅については、市の条例により5年の猶予期間が定められ、平成23年5月31日までに設置するように決められております。火災による死亡者の6割は逃げ遅れで、時間帯としては就寝時に集中しており、しかも、その大半が65歳以上の高齢者であるとされております。今後ますます進むであろう高齢化を考えると、火災による死亡者あるいはけが人の増加が心配されます。こうした現状を考えると、一分一秒を争う火災からの避難に火災警報機設置は大きな効果をもたらすと思います。この認識の上で、以下の質問をいたしたいと思います。

まず、1点目は、既存住宅、それへの設置は条例適用後5年以内にすればいいというふうになっております。逆のことを考えますと、あと4年間は設置しなくてもいいということになります。

話は違いますが、先のポジティブリスト制度導入の際も5年間の猶予期間の4年半を経過してから対策に大慌てした、そういう経験がありました。今回はすぐに人命にかかわることなので、そんな心配は要らないのかもしれませんが、設置が義務づけられた、そのことを周知するのにどのようにしているのかお伺いいたします。

次に、先ほども言いましたけれども、高齢者が被害に遭うケースが非常に多いことを考えると、まず第一に設置してもらうことが大切に考えます。しかし、いろいろな事情でそれがかなわない高齢者世帯あるいは寝たきりなどで障害を持っておられる家族がいる世帯に一部補助などしながら設置を進める、そういうお考えはないでしょうか。また、リースなども可能かと思われれます。それについてはいかがでしょうか。

3点目に、この条例によりますと、寝室及びそれに通ずる階段に設置義務があるようです。しかし、火災の発生場所としては台所からというのが一番多いと聞いております。このたびの条例では台所への設置は義務づけられておりませんが、理屈からすると発生の可能性が一番高いところに設置するのが、被害を最小限に食い止めることができるのではないかと単純に考えるわけですが、今回それが義務付けられなかったことの原因があれば教えていただきたいと思います。

また、今回の火災警報機設置については、やはり市が率先してお手本を示すべきだと思います。市営住宅への設置の計画をお知らせ願いたいと思います。

次に、3項目目のAED講習についてであります。

このことについては、3月議会で土田百合子議員がかなり詳しく質問をされておりました。私は、その後のことについてお伺いしたいと思います。

皆さんご存じのとおり、平成16年7月から一般の人も自動対外除細動器、いわゆるAEDの使用が可能になりました。AEDはその救命効果が高いことに注目され、全国的にも徐々に普及されるようになっております。

まず、本年4月以降の当市のAED及びAEDトレーナーの設置状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、市では来年開催予定の秋田国体を念頭に置いて、普通救命講習と合わせてAED講習を、AEDの操作方法の普及に努めているようにございますが、いつごろまでに何人ぐらいの人に講習を受けてもらうとか、ある程度数値目標を持った講習会を計画すべきと思いますが、その点についてのご見解をお伺いします。

最後の質問項目になります。横手市市民総合災害補償についてであります。

この補償制度は市が主催する社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他市が主催する活動及び行事等に参加中に事故等で死亡及びけがをした場合に補償されるもので、これにより市民が安心して活動できるようになるものであると思います。合併により市民活動もこれまでより多種多様、広域的になっていると思います。昨年あたりからあちこちにできた子供の安全見守り隊の活動、地域のさまざまな団体による公園の手入れや遊具の管理などの自主的社会活動、資源ごみ回収などのリサイクル活動、交通安全、子供会やスポーツ少年団の指導など青少年育成のための活動、また雄物川町の大沢地区では住民が交替制で地域を夜回りして防犯、防火に努めるといった活動をしている例もあります。このほか、市内を見回すと、もっとさまざまな活動があると思いますが、もし万が一事故に遭った場合、現在の市の規定はそれに十分に対応できるようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

まず、1点目として、合併してからこの制度が適用になったことがあるのかどうか。もしあるとすれば、その件数と内容についてお知らせ願いたいと思います。

次に、先進事例などを見ますと、かなり広範囲に補償できるような制度のところもあります。そうしたことによって市民が安心して市民活動に参加でき、さまざまな市民活動の活性化を図り、多様で魅力的な地域社会が形成されるのではないかと思います。市では今の制度で十分に対応できるとお考えなのかどうかお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 まず、第1点目ではありますが、横手市総合計画の策定について3点お尋ねがございました。

お答えを申し上げたいと思いますが、その前に、合併して1年経った今月末で経つわけでございますが、これについての率直な感想をというふうなお尋ねでございましたが、なかなか答えにくいところでございます。どう答えても揚げ足は取られるかなと。議員はそういう人でないというふうに承知しておりますが、なかなか答えにくいと。2人だけでこそっと聞いてもらえば何ほでも答えられるかなと思いますが、議場で答えるとなかなか難しい。議事録に残りますので、これは大変難しいところではありますが、あえて言えば、無難な言い方でありませけれども、まだまだという感じが1つ。それから、しかし、議員もご指摘ありましたけれども、まだまだご不満も多いんでありますが、一体感を求めてさまざまな活動をなさっている、発言なさっている市民の皆さんが非常に増えてきたということの実感がございます。そういう実感をやはり私としては励みにいたしまして、これから答弁いたしますが、総合計画の策定に

向けて次なる展開に向けて準備をしていかなきゃいけない、そんな決意を改めて申し上げる1年目になるのかなというふうに思います。

ご理解いただけないような表現をいたしておりますけれども、ご理解していただければ大変ありがたいというふうに思う次第でございます。

まず、答弁でございますが、横手市総合計画の進捗状況についてでございます。

これは、今回の総合計画の策定は合併直後でございます、通常のそれぞれの市町村で策定しておりました手法とは違ひまして、合併議決の際に示されました新市建設計画をベースに策定作業を進めている点でございます。策定の流れは、初めに新市建設計画をベースに担当職員らで構成する作業部会で作成いたしました計画案について、公募委員及び職員らで構成する策定委員会で検討を加えます。この案を市の政策会議で検討した後、審議会へ諮問いたしましたので答申をいただくことになるわけでありまして、作業部会や策定委員会を6つの分野の部会に分けて検討しておりますが、作業部会においては延べ30回、策定委員会においては延べ20回ほど開催されております。現在まで4つの策定委員会が検討を終了しております、残り2つが終了次第、事務局による全体的な調整を経まして政策会議で検討を行うこととしておるところでございます。

この項の2つ目のお尋ねでございますが、総合計画は当市の将来像とまちづくりの指針であります基本構想と、構想で示した基本目標を達成するための施策の大綱を示す基本計画及び計画を推進するための実施計画で構成されておりますが、基本構想と基本計画の各論部分について、作業部会及び公募委員を含めた策定委員会において検討いただいております。

アンケート結果については、市報やホームページなどで広く市民の皆様へ周知をしながら、また策定委員など各種委員の方々へ検討する際の参考資料として活用いただいております。また、公募委員も参加し検討を行っている策定委員会では、作業部会で作成した案について、実施計画に係る個々の事業にまで積極的な意見交換が行われ、より修練された計画になってきておると思っております。

今後はパブリックコメントも実施し、広く市民の声もいただくとともに、議会の皆様にも中間案を提示し、意見をいただきながら、よりよい計画にしていきたいと考えております。

この項の3つ目に、公募委員からちょうだいいたしました公開質問状等のことも含めて、12月議会で承認されなければならない理由についてのお尋ねがございました。

まず、公募委員の方々から公開質問状をいただいた経緯と申します、見解の相違についてでありまして、これは先ほど私が申し上げましたとおり、通常の市町村の総合計画を作成する手順と違ひまして、私どもの横手市においては合併時に新市建設計画を作っております。この大きな下敷きがあるわけございまして、一から手づくりで十分な手間暇をかけて作る計画とこのたびは状況が違ひておるわけでありまして、そういう中でありますので、審議する時間の制約はもちろんであります、そのプロセスにおいても、これは制約ではなくてやり方が違ひということのご理解を賜うよう努力していると



ころでございます。お答えもそういうふうに行っているところでございます。

地方自治法では、市町村はその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定めておりますが、現在は合併直後という特殊事情から、いまだその基本構想が定められていない状況にあり、県からも速やかに基本構想を定めるよう指導がなされております。市政運営についての方向性を定め、対外的にも分かりやすい行政を行っていく上でも基本構想の策定が欠かせないものとなっております。

12月議会への上程についてであります。19年度予算の予算獲得などに説明するための横手市の基本的な方針として示すことができないため、またそれを活用しているいろいろな有利な財源の確保に当たらないということ、短期間での策定作業となりますが、新市建設計画というベースがございますので、合併後の状況の変化あるいは新たに新たなものをつけ加えるといったことなどを中心に検討することで進めさせていただいております。合わせて、特に19年度予算に反映させるためには、基本構想と、そのほかに各種の計画があり、総合計画と並行して16本の計画策定が進められており、これらを基本としながら、平成19年度予算編成に当たって有利な財源確保などに活用して、よりよい行財政運営に資するようしたいということがございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

大きな2つ目に、住宅用防災警報機器設置についてのお尋ねがございました。

まず、1点目でございますが、5年の猶予期間があることに伴う周知についてであります。

住宅用火災警報機の一般住宅への設置は、5年後の平成23年5月末までの猶予期間があるわけですが、駆け込み設置とならないよう、市報、消防団ホームページへの掲載や各地区の火災予防組合、避難訓練、救命講習会などを通じ、市民への周知に努めております。今後は火災予防運動時の立ち入り査察など、あらゆる機会におきまして周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2つ目に、被害に遭う可能性が高い高齢者世帯への補助等の考えはないかというふうなお尋ねがございました。

火災による死者の約半数は65歳以上の高齢者であることから、消防法の改正によりまして、住宅用火災警報機等の設置が義務付けられたことは、火災を早期発見し、高齢者の命を守るために大きく役立つものと考えられます。しかし、一人暮らし高齢者等については、設置の状況を把握しておりませんが、制度について十分に理解していただいているとは言えないことや、既存住宅については平成23年までの猶予期間があることから、設置は進んでいないものと思われ。火災警報機の設置は命にかかわることであり、今後高齢者世帯について消防本部や関係機関と連携を図りながら周知を徹底し、早期の設置を促したいと考えておりますが、機器については6,000円前後であります。直接購入していただくこととなりますので、合わせて設置や購入の相談もお受けしたいというふうに考えているところであります。

この項の3番目に、台所への設置が努力目標のようになっているが、その経緯についてというお尋ねがございました。

このことについては、法律では寝室と寝室に接している階段や廊下が設置義務となっており、その他の部屋では各自治体の条例によって定めることになっております。このため、台所への設置を義務づけている自治体は東京都のみとなっております。これは主に就寝中の火災に対する対応というようなことが主であるというふうに私どもは理解しているところでございますので、当市においてはとりあえず努力義務としているところであります。

4番目に、市営住宅への設置の計画についてのお尋ねがございました。

これにつきまして、改正消防法が適用された平成18年6月1日以後に建築されました市営住宅には設備の設置をいたしております。既存の市営住宅にあつては、設置猶予期限の平成23年5月末までに年次計画で設置してまいりたいと思っております。

参考までに、最新の資料で申し上げますと、設置を予定している戸数は950戸、概算事業費単価1戸当たり4万円といたしますと、概算事業費で3,800万というふうに算定いたしているところでございます。

次に、大きい3番のAEDにつきましては、担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

4番目にございます横手市民総合災害補償についてでございます。2つお尋ねがございました。

まず、適用状況でございますが、横手市市民総合災害補償規定によりまして、市が主催する行事や活動に参加中の方がけがをされた場合、市が加入している全国市町会市民総合賠償補償保険を適用いたしまして、けがをされた方の補償を行っております。市が主催する行事の中には、町内会、PTA、婦人会や子供会あるいは個人が市から依頼を受けて行う社会奉仕活動、ボランティア活動も含まれます。なお、合併後、この保険を適用した事例は、幸いにして発生いたしておりません。

この項の2つ目でありますが、現在の補償制度は、今申し上げた補償制度はあくまでも市がかかわりを持った行事などに限られるわけでありまして、町内会などの団体が自主的に行う行事や活動で発生した事故に関しましては補償の対象とはならないわけでありまして、これらについても補償の対象とするためには、現在加入している保険とは別に民間の保険に加入する必要がありますが、これらを対象としている自治体の例を見ますと、対象となる団体の種類やその活動内容がある程度限られ、保険の掛金についても現在加入の保険と比較して大分高い状況にあるようですので、今後他市の導入事例などをさらに調査いたしたいというふうに思います。

市といたしましても、市民との協働のまちづくりを進めており、住民主体の社会奉仕活動をさらに支援していく必要性を認識しておりますので、ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

以上で答弁を終わりたいと思っております。

田中敏雄 議長 消防長。

中山栄治 消防長 私からは、AED講習についてお答えさせていただきます。

1番目の、AED及びAEDトレーナーの設置状況と今後の見通しについてお尋ねがありました。

除細動器、AEDの設置状況としましては、高規格救急車3台、普通救急車5台、山内分署ポンプ車

1台の計9台を配備し、運用を図っているところでございます。また、寄贈になりました2台につきましては、各種スポーツ大会に貸し出しを行い、活用を図っております。

講習用AEDトレーナーにつきましては、現在7台を救命講習会に使用しておりますが、大変AED講習の応募が多くなってきておりますので、当面15台程度まで整備してまいりたいと思っております。

それから、具体的な数値目標を持って講習会を計画するべきではないかというご質問がございました。

救命講習についてでございますが、これまでの救命講習修了者は、本年8月31日現在、1万8,492名でございます。最終的な目標といたしましては、市内1世帯に1名を目指して鋭意努力してまいりますが、当面の目標といたしましては平成22年までに2万7,000名を目標として頑張りたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いします。

以上でございます。

田中敏雄 議長 30番播磨議員。

30番（播磨博一議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、再質問させていただきます。

横手市総合計画についてでございますけれども、公募委員の方と進め方の認識の違いによって今回のような事態になったというふうな説明がございました。その中で会議の回数、今伺いましたけれども、結構回数的にはいっていると思いますけれども、回数もそうですけれども、やはり会議の中身についての策定委員の方々の認識のずれがあったのかなというふうに思います。聞いてみますと、やはり作業部会と、作業部会というのは要するに職員の方々だけの会議であると思いますけれども、その次の段階の策定委員会の中での策定委員に対する公募委員の方ですか、そういった方に対する資料の提示とか、あるいは説明がもうちょっと欲しかった、あるいは時間的な制約もあって、なかなか一回出されてしまっても、一回ですぐ飲み込めないというふうな状況もあるというふうに聞いております。市長の説明ではどうしても12月までには決定をいただいて、それを予算の中に生かしていきたいというふうなご答弁でございました。そういう都合もあろうかとは思いますが、しかしながら、もう一步民間の、いわゆる市民の声というふうなところのすり合わせを慎重にしてもらいたいというふうに思います。

市長は常日ごろから、私のまちの市長室あるいはいろいろな各地の行事に積極的に参加されておられて、その意味では市民の声を非常に広範囲に承っていると思いますけれども、そういう部分での市民の声とのすり合わせを一層踏み込んで、実のあるものにしていただきたいというふうに思います。

それから、住宅用火災報知機設置についてですけれども、消防団あるいは消防、それから婦人防災組織ですか、そういうものを通じてやっていきたいというふうにございますけれども、年2回の防火週間の活動もございます。その折に火の用心と書いたチラシといいますが、それとこれまで火災予防に対してのリーフレットのものを持って団員が各家庭を回っているわけですけれども、その折にやはりこういった今回から設置が義務付けられたということと、やはり義務付けられた裏には避難が迅速にいくと

いいですか、やはり自分のためなんだよというところも盛り込んだ上での各家庭への啓蒙といいですか、周知といいですか、そういうものを消防団を通して有効にできるのではないかなというふうに思います。そして、消防団ですと、恐らく全世帯漏れなく配布できるわけですので、ぜひ消防団の協力をお願いしたいものだなというふうに思います。

それから、高齢者への設置の補助の件ですけれども、なかなか財政的には難しいというふうなことでございます。市営住宅のくんだりでは1戸当たり4万円ほどかかるというふうなことで、つける場所といいますが、箇所にもよると思いますけれども、大体1世帯当たりは平均的にはそんなところかと思いません。高齢者の方々にとりまして、あるいは障害を持っておられるご家族をお抱えの世帯にとっては、その4万円という数字が決して小さい数字ではないのかなというふうに考えますので、そこら辺のご配慮をいただければというふうに思います。

それから、リースに関してのお答えがなかったように思いますけれども、リースはこれは無理というふうな、そういうふうにとらえてよろしいのか、そこら辺をもう一回お願いします。

この3点目のAEDについてですけれども、私も地域の消防団に属しております。そういう兼ね合いもありまして、普通救命講習ですか、いわゆる心肺蘇生法とかいうのは講習を受けまして一応できるのかなというふうに思っております。ところで、今回AEDが一般の人にも使えるようになったということで、どういうふうなものかなということと、報道などによりますと非常に効果があるということで、ぜひ体験してみたいなということで、実は今月の初めに秋田市でそういう機会がありました。物好きたけて、ちょっと行って見ました。100人ほどの講習を受ける人でしたけれども、2時間半ほど講習を受けまして立派な修了証書ももらってきました。

その中で感じたことですけれども、もし心臓が止まって倒れている人がいた場合、これまでやはり一応救命講習を受けていたわけですけれども、やはり第一番には何としたいののかなというふうに戸惑うのが今までの自分であったし、これまで1万8,000人ですが、講習を受けている方がおると言いましたけれども、やはりそういうふうな実際どうしようかなと迷う人が大半でなかろうかと思いました。今回改めて、それを受けてきて、いや、これはもしかしたら、そういう場面に行き合った場合はもしかしたらできるのではないかなというふうに思ったと同時に、救命の場合、AEDの効果というのも非常にこれはすごいものだというふうな確信をまた持ってまいりました。

さっき9月9日の魁新聞にもちょっとそのAEDの効果といいですか、それが裏付けられたというふうな記事も載ってまいりました。昨年度総務省の消防庁で全国調査をして、その効果が分かったということでございましたけれども、除細動、AEDを使った場合にその生存率が、何もしなかった場合よりも5倍の生存の率が高まったということでございました。AEDなしでも1.4倍、そういうことでございます。それよりも高い救命率といいますが、そういうふうに非常にすばらしい効果があるということです。AEDの操作方法でしたけれども、電気を扱うということで、私は最初、おっかないなと思いつながら行ってみましたけれども、今の機械はすばらしく進歩しておりまして、スイッチを入れると、後は

操作方法を機械の方が分かるように音声で手順を説明してくれるというふうなことで、だれにでもといいますが、一回その経験をすると結構できるものでないかなというふうな自信を持ってまいりました。そういうことで、ぜひこの議場の中にいる皆さんも、市の方も、そして議員の方も、あるいは傍聴の方も、そしてテレビといいますが、この実況を見ている方もぜひ関心を持って救命講習あるいはAEDの講習を受けてもらいたいなというふうな思いで、今回質問させていただきました。

1点追加で質問をお願いしたいんですけども、今年、中学校へも12台のAEDの配置が予定されているわけですが、AEDの講習を受けた感じでは、多分、小学生は無理としても、中学生ぐらいでは十分に操作できる範囲ではないかなというふうに思いました。救命についての意義といいますが、あるいはその意識というのは中学生ぐらいになると多分十分にできているのではないかなというふうに思われます。中学校の授業の中、例えば保健体育の時間とか、そういうふうな場面で救命講習あるいはAEDの授業での採用といいますが、そういうことをお考えなのかどうか、1つだけお願いします。

それから、市民総合災害補償についてでございますけれども、これは現在の市の規約によりまして、やはり今、市長がおっしゃったとおりだと思います。あくまでも市が主催する、あるいは市からの依頼を受けた事業といいますが、活動にだけの補償であるというふうなことでございます。この質問に先立ちまして、通告の段階で市の職員の方にこういうことですよというふうな質問の内容の説明をしたと同時に、こういうふうにしてもらいたいということを言いましたけれども、民間の保険の適用ということを私は言いました。やはり外の先進事例を見ますと、市の主催だけでなく、自発的に取り組んでおられる公益団体といいますが、例えば子供会とか老人クラブとか、そういうふうな団体がボランティア的なことをやってけがをしたり、そういった場合には市の主催でなくとも、けがをした場合の治療費なりを、あるいは亡くなった場合は弔慰金なりを支給できるような制度がございます。

それと、もう一点は、今回、今議会の冒頭で草刈り中に車のドアミラーでしたか、壊して、それを賠償したというような専決処分の議案がございましたけれども、それはいわば市の職員が業務上のことで他人に損害を与えてそれを賠償したということでございます。業務上のことですから当然のことでございますけれども、これがいわゆるボランティアの方が同じような事故を起こしてしまった、あるいは例えば機械の操作を誤って他人の車に傷をつけてしまったというふうな場合、もちろん個人の責任でございますから、その事故の原因者がそれを賠償するというふうになるかと思っておりますけれども、それが例えばボランティア事業あるいはその地域のクリーンアップとか、そういう公益事業の場合には、市の職員であれば市が賠償してくれますけれども、ボランティア団体の場合は自分でというふうな、いわゆるボランティア団体、旧合併前はいろいろな町の補助金をもらいながらもやってきたわけですが、合併になっていろいろな補助金が削られた中で、やはり自分の地区あるいは地域は市のそういう厳しい財政状況を勘案すると、やはり自分たちで守っていかなければならないというような、市長もおっしゃいましたけれども、協働のまちづくりが一般の市民の方々も非常にそういう意識が強まってきていると思います。そういう中で、けがと弁当は自分持ちだよというふうな感じではなくて、最低限活動しやす

いような、市民の方々にそういう公益活動の中のバックアップというか、フォローといいますか、そういう部分があってもしかるべきではないかと思えます。ですから、傷害に対する補償だけでなく、賠償に対する補償も、そこまで制度上として拡大してもいいのではないかなというふうに思いますが、その点について伺います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 何点かお尋ねがございましたが、特に1点目の総合計画策定にかかわる、いわゆる市民の皆様の声をどのようにすり合わせていくかというふうなことについての再度のお尋ねがございました。これは公募委員の方々の声も同じというようなことだと思います。もちろん、総合計画策定についてはやや終盤に差しかかりつつあるわけでありまして、まだまだ詰める部分がございますので、今、議員からご提案ありましたような部分についてはしっかり住民の皆さんの声を、あるいは公募委員の皆さんの声は聞くという姿勢を貫きたいというふうに思っている次第でございます。

それから、住宅用火災警報機器の設置に関しまして消防団の方々のお力をというふうな部分がありました。

地元に、地域に密着した消防団の方々のお力を借りられれば大変強力な武器になるのかなと思っている次第でございます。よくよくご年配の方にも理解できるような啓発するチラシ、安全意識を高揚させるようなチラシ等々を作ることによって、消防団の方のお力添えがあれば、それも非常に効果が高まるのかなと思っている次第でございますので、これも消防本部の方とよく打ち合わせをいたしてまいりたいというふうに思います。

もう一点、この項でリース制度が使えるかどうかということでございましたが、直接まだ確認はいたしておりませんが、ある一定の金額になりますと、民間事業者さんがそれぞれの信販会社等を通しながらリース制度というものはあるように、あるいはレンタル制度があるようにお聞きしております。ただ、この機器が適用するかどうかは、これから検討させていただいて、調べさせていただきたいと思えます。あわせて、消防署としての仕事としてこのような機器を設置する、あるいは設備する、購入する相談はプロとしてお受けしたいという考え方を持っておりますので、そのときに例えばそういうリースのようなもので購入できる道があるかというようなご相談にも応じられるように準備はしてまいりたいというふうに思います。

最後に、横手市民総合災害補償について、いわゆる市から依頼を受けて行った以外のボランティア活動あるいはさまざまな活動についてどうかということですが、これは正直申し上げて線引きのなかなか難しい問題だとは思っております。しかし、基本的にこれは議員からも指摘されましたが、私も横手市、協働のまちづくりというものを目指しております。協働の範囲をどうするかということにも大事なところだというふうに思えます。その辺もよくよく考えながら、新たな保険契約を結ぶというふうな部分も発生するわけですので、その辺の費用等々の計算もよくしながら、検討を進めてまいりたいというふうに思う次第でございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長兼教育指導課長 A E Dに関してのご質問がございましたが、これまで中学校12校のうちに2校ほど、2年ほど前から選択の体育の時間、連続の2時間続きの時間を使って、この講習を生徒たちに伝達してきたというお話を伺っています。いずれ、A E Dのこの講習につきましては、一定の時間の保証が必要でありますので、そういった選択の体育もしくは場合によっては部活動の時間、そういう時間帯を工夫していただいて、中学生においては3年間で1回は何かしらの形でその講習に参加できる体制をこれから作るようお願いをしていきたいというふうに考えています。よろしく願います。

田中敏雄 議長 30番播磨議員。

30番(播磨博一議員) 1点だけ、ちょっと願います。

この市の総合計画ですけれども、この後、段階としてはパブリックコメントですか、いわゆる市民の声を聞きながら最終の案にするというようなことでもございました。所信説明の中では、その後に議会の方に提案するというふうなことでもございましたけれども、今、市長は中間でとおっしゃいましたけれども、中間ととらえてよろしいのでしょうか。そこを確認しておきたいと思います。

それから、この後、議会終了後に全員協議会で学校の方の統廃合といいますか、再編の話もあるというふうなことで、それも中間の段階でというふうな報告でもございました。先ほどのお話の中で、16本の計画策定の予定があるというふうな、スケジュールがあるというふうなことでもございました。いろいろなこれからのまちづくりについての策定があるかと思います。ぜひ最後まで決まった段階で議会あるいは市民の方に示すのではなくて、今回のように中間で一回説明してもらえような場をぜひ設けてもらいたいというふうに思います。よろしく願います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 ただいまの横手市総合計画のパブリックコメント実施後のタイムスケジュールであります。議会には10月の末から11月上旬にかけて全協を開いていただきまして、中間案をお示ししたいというふうに思いますので、よろしく願います。

#### 散会の宣告

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明9月13日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時27分 散 会

